

令和2年度版
環境管理目標等資料集

秋田県大館市

令和2年4月1日

目 次
最新改定日 令和2年4月1日

目 次

規格の箇条番号	頁
5. 3 役割、責任及び権限	1
6. 1. 1 一般的事項（リスク及び機会）	3
6. 1. 2 令和2年度環境側面	4
6. 1. 3 順守義務（環境関連法令等一覧：主管課・施設別）	18
（環境法令基準一覧）	35
6. 2. 1 環境目標（市全体及び部門別）	44
6. 2. 2 環境目標を達成するための取組みの計画策定	50
7. 2 力量	58
8. 1 運用の計画及び管理（運用管理対象実施項目）	60
8. 2 緊急事態への準備及び対応（緊急事態対応部署）	67
9. 1 監視、測定、分析及び評価	70
9. 1. 1 一般的事項（環境目標関連）	70
9. 1. 2 順守評価（法規制（順守）関連）	72
資料1：環境マネジメントシステム関係職員名簿	77
資料2：環境マネジメントシステム関係施設一覧	80

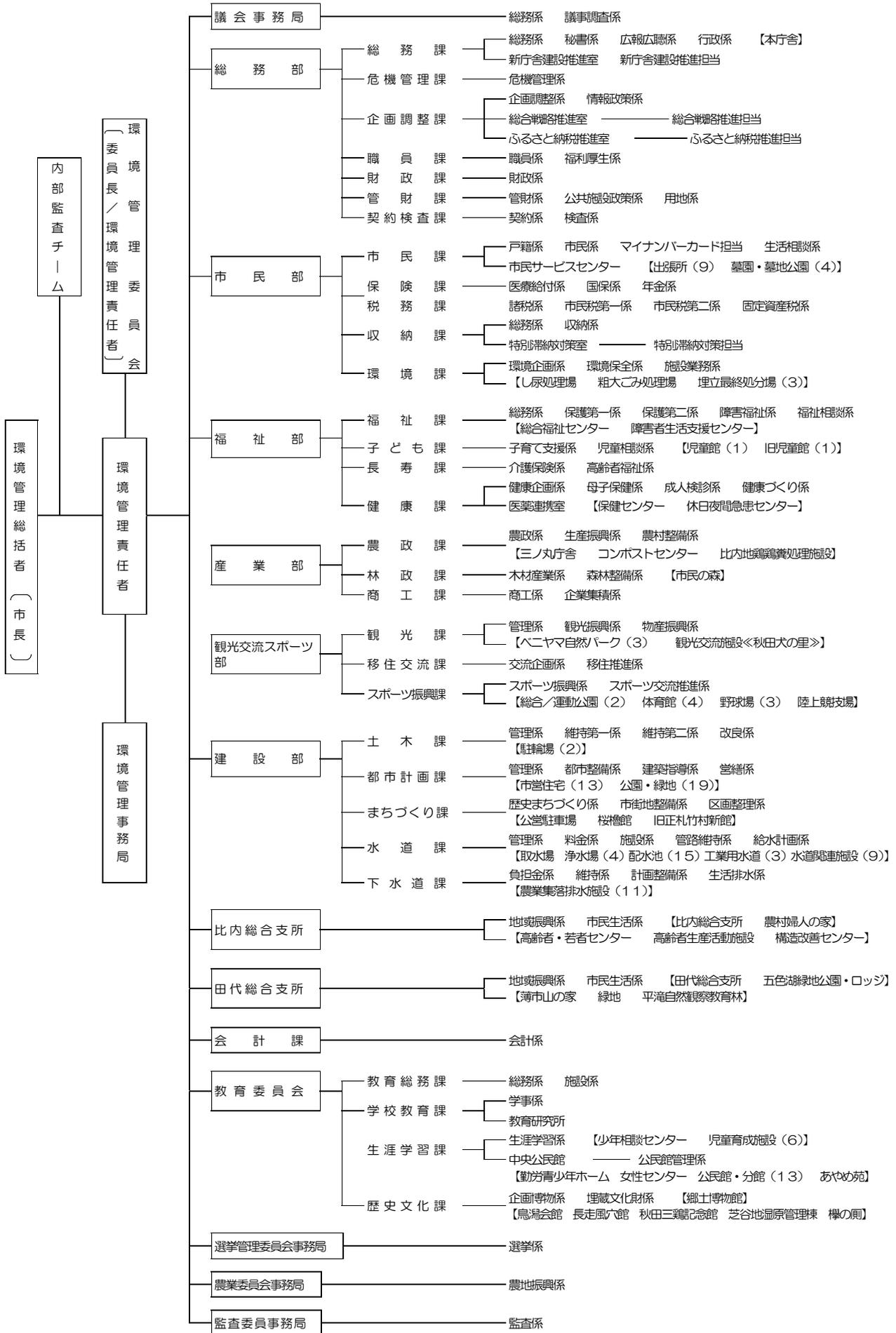
この資料集は、大館市の環境マネジメントシステムを運用するにあたり、当該年度に決定された「リスク及び機会」や「著しい環境側面」及び「順守事項」、「環境目標を達成するための取組みの計画策定」など、市全体並びに部門別に活動するための具体的な内容を記述したものです。ISO14001に適合する環境マネジメントシステムについて包括的に記述した「環境管理マニュアル」と併せ、市役所内外への説明や職員の教育・確認などに使用します。（初度編集日 平成30年4月1日）

5 リーダーシップ
最新改定日 平成31年4月1日

5.3 組織の役割、責任及び権限

今年度の環境マネジメントシステムを推進するための組織は「図1 大館市環境管理組織図」(P2)のとおりです。この組織は、環境管理マニュアルP2「2 適用範囲」に基づき決定されたものであり、課部局以外の適用施設の詳細は、資料2「環境マネジメントシステム関係施設一覧」(P80)のとおりです。

図1 大館市環境管理組織図 [令和2年4月1日現在]



6. 計画	1. リスク及び機会への取組み
	1 一般的事項
最新改定日	令和2年4月1日

6. 1. 1 一般的事項

市の課題、利害関係者のニーズ及び期待は「第2次新大館市総合計画」における課題と連動して決定しています。本市環境マネジメントシステムの意図した成果を達成できるという確信を持つため、市役所内外に表明した環境方針に従い環境保全及び改善活動を推進し、望ましくない影響の低減や防止のため、継続的改善を達成するために取組む必要があるとした「リスク及び機会」は下記「図2 大館市のリスク及び機会一覧」のとおりです。市では、決定した項目のリスク（潜在的かつ有害な影響、あるいは脅威があるもの）や機会（潜在的かつ有益な影響があるもの）を把握し、今後の取組みに反映するよう努めます。また、これらに変化がある場合、環境管理総括者に報告され、レビューされます。

<図2 大館市のリスク及び機会一覧>

市の課題、利害関係者のニーズ及び期待		外部課題	内部課題	利害関係者	順守義務	取組むリスク及び機会	
1	安心・安全に対する関心の高まり	○		○		市民の健康を増進する	リ①
						大規模災害の発生	リ②
2	環境保全への取組み	○		○	○	森林育成（里山の整備）	リ③
						環境負荷の軽減を考慮した地域産業の育成	リ④
						環境汚染（大気・水質等）	リ⑤
3	人口減少と少子高齢化社会の進行	○				交流人口の拡大	リ⑥
						移住者の招致	リ⑦
						少子化に伴う地域の衰退	リ⑧
						高齢化に伴う医療費の増大	リ⑨
						基幹産業の担い手減少	リ⑩
4	地球温暖防止・循環型社会への取組み	○		○	○	ゼロカーボンシティ構築に向けた取組み	リ⑪
						異常気象の常態化	リ⑫
5	持続可能なまちづくり	○	○	○		公共施設の老朽化による危険回避	リ⑬
						フードロスの削減	リ⑭
						市民と協働のまちづくり	リ⑮
						新たな産業（雇用）の創出	リ⑯

※「環境影響評価登録表（P4～）」では、今年度に取り組みがないものについても記載します。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和2年4月1日現在

6. 1. 2 環境側面 《リスク及び機会より》

【令和元年度環境影響評価登録表】

No. 1

リスク及び機会	該当する事業 (環境側面)	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化(気候変動)	生態系・人の健康	文化財・歴史的風致	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	リスク及び機会に該当する事業の管理方法 (環境目標以外について記載)
健康増進	健診(検診)受診の啓発	健康課								○		○			課内管理
大規模災害の発生	行政機能の大幅な低下の回避(新庁舎建築関連)	総務課	●	●			●	●				○			課内管理
	空家等解体撤去への補助	危機管理課										○			
	災害協定の締結	危機管理課										○			他計画管理
	災害備蓄物資の購入	危機管理課								○					課内管理
	地域コミュニティ崩壊等による復旧復興の遅滞回避	企画調整課										○			課内管理
	予防接種促進、感染症予防周知	健康課								○		○			
	農業用水(ため池)確保	農政課						○			○	○			課内管理
	耕作放棄地の減少・多面的機能の確保	農政課	○							○		○			課内管理
	森林環境の保全	林政課	○						○	○					課内管理
	事業継続力強化支援計画推進	商工課										○			
	BCP策定状況の把握	商工課										○			課内管理
	橋梁の耐震化	土木課		○			○	○							
	橋梁長寿命化による環境改善			○			○	○				○			
	市道改良率の向上	土木課	○	○			○	○							
	道路改良による走行性向上			○			○	○				○			
	土砂災害警戒区域の周知	土木課										○			
	木造住宅耐震化支援	都市計画課										○			
	都市計画道路網の見直し	都市計画課									○	○			
	リフォーム補助金周知等	都市計画課									○	○			
	第2次緊急輸送道路の整備	まちづくり課	●	●				●					○		他計画管理
電線無電柱化	まちづくり課	●	●				●				○	○			

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業(環境側面)、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画	1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面	
令和2年4月1日現在	

【令和元年度環境影響評価登録表】

No.2

リスク及び機会	該当する事業 (環境側面)	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化(気候変動)	生態系・人の健康	文化財・歴史的風致	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	リスク及び機会に該当する事業の管理方法 (環境目標以外について記載)
大規模災害の発生	水道施設耐化率向上(調査・改修・更新)	水道課	●	●			●	●		○					
	耐震管整備(下水道)	下水道課	○	●		●					○				
	農業集落排水施設の耐震化(公共下水移行)	下水道課	○	●							○				課内管理
	非構造部材の落下防止対策(敷地内巡回、注意喚起等)(問い合わせ対応)(工事発注、完了確認)	教育総務課		●			●					○			
森林育成	耕作放棄地対策(農業団体・農家等との調整)	農政課						○	○	○					課内管理
	計画的な間伐等の実施及び間伐材利用の推進	林政課	○						○	○					
	森林管理制度(担い手構築等)	林政課	○					○	○	○		○		他計画管理	
負荷軽減産業	未利用バイオマスの有効活用(廃棄物、化石燃料使用減)	環境課	○				○	○	○						今年度取組みなし(R3以降実施)
	起業・創業支援	商工課										○			
環境汚染	環境モニタリングの実施	環境課	○	○						○					
交流人口の拡大	観光入込客数調査実施	観光課										○			課内管理
	修学旅行の受け入れ	移住交流課								○		○			
	体験者の受け入れ	移住交流課								○		○			
	関係人口の拡大	移住交流課								○	○	○		●	課内管理

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業(環境側面)、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和2年4月1日現在

【令和元年度環境影響評価登録表】

No.3

リスク及び機会	該当する事業 (環境側面)	課 等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化(気候変動)	生態系・人の健康	文化財・歴史的風致	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	リスク及び機会に該当する事業の管理方法 (環境目標以外について記載)
移住者の招致	本市の魅力発信	移住交流課								○	○	○			
	移住イベント実施	移住交流課								○	○	○			
	移住者の定住化促進	移住交流課	●				●	●	●	●	○	○	○		
少子化に伴う地域衰退	地域コミュニティの維持 活性化(問い合わせ対応)	企画調整課										○			
	(助成金支給)											○	○		
	結婚支援策の推進	企画調整課										○			
高齢化による医療費増大	ジェネリック医薬品の啓蒙(医療費抑制対策)	保険課					●	●		●		○			課内管理
	頻回受診者への訪問、指導事業の受託契約締結	保険課					○					○			課内管理
基幹産業	認定農業者(法人)の育成支援	農政課							○	○	○			課内管理	
ゼロカーボンシティ構築	再生可能エネルギー利活用(太陽光発電導入)	総務課		●				●				○			他計画管理
	バイオマスエネルギー利活用(ペレット燃料調達・使用)	総務課	●					○	○	○		○			課内管理
	防犯灯のLED化	市民課					●	●							課内管理
	二酸化炭素排出量算定・公表	環境課	●					●	●	●				○	
	環境基本計画の改定	環境課	○				○	○	○	○		○			
	市民会議、パブコメ開催	環境課	○				○	○	○	○		○			
	公共施設管理計画との連携	環境課	○					○	○	○		○			課内管理
電気自動車導入検討	環境課	○				○	○		○					今年度取組みなし(R3以降実施)	

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業(環境側面)、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和2年4月1日現在

【令和元年度環境影響評価登録表】

No.4

リスク及び機会	該当する事業 (環境側面)	課 等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化(気候変動)	生態系・人の健康	文化財・歴史的風致	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	リスク及び機会に該当する事業の管理方法 (環境目標以外について記載)
ゼロカーボン	地元企業と連携した地域熟利用	環境課	○					○	○	○		○			課内管理
	一般ごみの排出量削減	環境課	○				○		○	○					他計画管理
	焼却施設基幹改良工事	環境課	○		○			○	○	○		○			他計画管理
施設老朽化	比内総合支所(庁舎)老朽箇所の更新・修繕	比内総合支所					●								今年度取組みなし(R3~R5実施)
	高齢者生産活動施設、農村婦人の家老朽化による解体	比内総合支所		●			●								今年度取組みなし(R5実施予定)
	指定管理施設老朽箇所の更新・修繕	比内総合支所					●								今年度取組みなし(R3~R4実施)
フードロスの削減	市民に向けた講習会開催	市民課								○		○			
	減量への啓発(広報)	環境課					○					○			課内管理
	食品ロス削減策の検討	環境課					○	○		○					課内管理
	3010運動の周知	環境課					○	○		○					課内管理
	市内飲食店への協力依頼	環境課					○	○		○					課内管理
	出前講座等の活用	環境課					○	○		○		○			課内管理
市民協働	まちづくり団体の活動支援(問い合わせ対応)(補助金支給)	企画調整課									○	○			
雇用創出	サテライトオフィス招致	商工課										○			
	資格取得支援	商工課										○			

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業(環境側面)、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和2年4月1日現在

6. 1. 2 環境側面 《事務分掌より》

【令和元年度環境影響評価登録表】

No. 1

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化（気候変動）	生態系・人の健康	文化財・歴史的風致	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制（順守義務）	著しい環境側面の管理方法
															（環境目標以外について記載）
全庁共通事項	電力消費	全課等	●					●	●						課内管理
	停電の発生	全課等										●			他計画管理
	紙の使用	全課等					●	●		●					
	グリーン適合商品の購入	全課等						○	○	○					
	燃料消費量・燃費の把握	該当課等	●	●			●								
	排気ガスの発生	該当課等	●		●					●	●				課内管理
	使用済自動車の再資源化	該当課等	○				○	○						○	課内管理
	指定管理導入による経費削減	該当課等											○		課内管理
施設管理	水（上水）の使用	本庁舎（総務課）						●							
		保健センター	●					●							
		三ノ丸庁舎（農政課）	●						●						
		スポーツ公園（2）							●						
		体育館（4）							●						
		野球場（3）							●						
		二井田陸上競技場							●						
		公園・緑地							●						
		比内総合支所	●						●						
		田代総合支所	●						●						
		児童センター・館（4）							●						
		公民館・分館（14）							●						
		あやめ苑							●						
		青少年ホーム							●						
		女性センター							●						
		郷土博物館	●						●						
		鳥潟会館	●						●						
	長走風穴館	●						●							
水（プール水）の使用	花岡総合スポーツ公園							●					○	課内管理	
廃棄物の発生	本庁舎（総務課）	●	●		●		●		●						
	小柄沢墓園	●	●		●	●	●	●	●						

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業（環境側面）、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和2年4月1日現在

【令和元年度環境影響評価登録表】

No.2

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化（気候変動）	生態系・人の健康	文化財・歴史的風致	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制（順守義務）	著しい環境側面の管理方法 〔環境目標以外について記載〕
施設管理	廃棄物の発生	十瀬野公園墓地	●		●		●	●	●	●					
		小森山墓地公園	●		●		●	●	●	●					
		田代墓地公園	●		●		●	●	●	●					
		保健センター					●	●		●					
		三ノ丸庁舎（農政課）						●	●		●				
		観光・イベント	●		●		●			●					
		スポーツ公園（2）	●		●		●			●					
		体育館（4）	●		●		●			●					
		野球場（3）	●		●		●			●					
		公園・緑地				●		●							
		比内総合支所						●	●						
		田代総合支所	●		●		●	●	●	●					
		児童センター・館（6）						●							
		公民館（12）	●		●		●			●					
		青少年ホーム	●		●		●			●					
		女性センター	●		●		●			●					
	あやめ苑	●		●		●			●						
	郷土博物館						●	●		●					
	資源ごみの分別・減量 資源化（リサイクル）	本庁舎（総務課）						○							
		小柄沢墓園	○					○	○	○	○				
十瀬野公園墓地		○					○	○	○	○					
小森山墓地公園		○					○	○	○	○					
田代墓地公園		○					○	○	○	○					
暖房器具（灯油）の使用	本庁舎（総務課）							●							
	三ノ丸庁舎（農政課）	●						●	●						
	比内総合支所	●						●	●						
	田代総合支所	●						●	●						
灯油の漏洩	本庁舎（総務課）	●		●						●		●	○	○	
	し尿処理場	●		●						●					

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業（環境側面）、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和2年4月1日現在

【令和元年度環境影響評価登録表】

No.4

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化（気候変動）	生態系・人の健康	文化財・歴史的風致	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制（順守義務）	著しい環境側面の管理方法 〔環境目標以外について記載〕	
施設管理	軽油の流出	中山川原浄水場	●		●					●			○	○	監視・測定	
		矢立浄水場	●		●					●						
		配水池（4）	●		●					●						
		旧簡易水道施設（3）	●		●					●						
		田代地区水道施設（3）	●		●					●						
		工業用水道取水施設（3）	●		●					●						
		比内総合支所	●		●					●						
	プロパンガスの使用	本庁舎（総務課）							●							
		三ノ丸庁舎（農政課）							●							
		田代総合支所							●							
	湯沸し器使用による排ガスの発生	本庁舎（総務課）	●							●	●				課内管理	
	自家発電機使用による排ガスの発生	比内総合支所	●							●					課内管理	
	ボイラー使用による排ガスの発生	比内総合支所	●		●					●	●			○	監視・測定	
	ペレットボイラー稼働による排ガスの発生	本庁舎（総務課）	●							●	●			○	○	監視・測定
	ペレットボイラー稼働による騒音の発生	本庁舎（総務課）		●											課内管理	
	ペレットボイラー用木質燃料の使用	本庁舎（総務課）							○	○			○	○		
		秋田犬の里							○	○	○					
		上川沿公民館							○	○			○			
		下川沿公民館	○						○	○	○					
	ペレットストーブ用木質燃料の使用	本庁舎（総務課）							○	○			○			
		障害者生活支援センター	○						○	○	○					
		十二所体育館	○		○					○	○					
		長木川河川緑地							○	○						
		高齢者生産活動施設							○	○						

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業（環境側面）、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和2年4月1日現在

【令和元年度環境影響評価登録表】

No.5

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化（気候変動）	生態系・人の健康	文化財・歴史的風致	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制（順守義務）	著しい環境側面の管理方法 〔環境目標以外について記載〕
施設	ペレットストーブ用 木質燃料の使用	田代総合支所	○					○	○	○					
		釈迦内児童センター						○	○	○					
管理	ペレットストーブ使用 による排ガスの発生	真中公民館			○			○	○						
		本庁舎（総務課）	●						●	●					課内管理
管理	節電の実施（昼休み消灯 ・デマンド監視）	本庁舎（総務課）						○	○						課内管理
		空気環境管理	本庁舎（総務課）	○						○					○
管理	フロン類排出抑制・監視	田代総合支所	○						○	○					
		本庁舎（総務課）	○						○	○					○
管理	汚水の浄化 （浄化槽管理）	粗大ごみ処理場	○						○	○					
		小柄沢墓園	○		○					○					○
管理	汚水の浄化 （浄化槽管理）	松峰児童館	○		○					○					
		比内地鶏糞処理施設	○							○					
管理	汚水の浄化 （浄化槽管理）	市民の森休憩所	○												
		花岡総合スポーツ公園	○		○										
管理	汚水の浄化 （浄化槽管理）	体育館（3）	○		○										
		山館浄水場	○		○		○								
管理	汚水の浄化 （浄化槽管理）	農業集落排水施設	○		○										
		五色湖ロッジ	○		○						○				
管理	汚水の浄化 （浄化槽管理）	五色湖緑地公園	○		○						○				

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業（環境側面）、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和2年4月1日現在

【令和元年度環境影響評価登録表】

No.6

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化（気候変動）	生態系・人の健康	文化財・歴史的風致	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制（順守義務）	著しい環境側面の管理方法 （環境目標以外について記載）
施設	汚水の浄化（浄化槽管理）	有浦児童会館	○		○					○				○	監視・測定
		青少年ホーム	○		○					○					
		公民館（3）	○		○										
		郷土博物館	○		○					○					
		烏潟会館	○		○					○					
管理	浄化槽使用による汚泥・汚水の発生	小柄沢墓園	●		●		●			●					監視・測定
		粗大ごみ処理場	●		●					●					
		山館浄水場	●				●								
		五色湖ロッジ	●		●		●			●					
		五色湖緑地公園	●		●		●			●					
		有浦児童会館	●		●		●			●					
		青少年ホーム	●		●		●			●					
		公民館（2）	●		●		●			●					
放流・浸出水の水質検査	最終処分場	○							○			○	○	監視・測定	
地下水の水質検査	最終処分場	○							○				○	監視・測定	
鉱山坑廃水水質測定	大比立鉱山	●			●				●				○	監視・測定	
薬品（苛性ソーダ・硫酸）の漏洩	し尿処理場	●		●			●		●				○	監視・測定	
し尿汚濁水発生の抑制	し尿処理場	○							○				○	監視・測定	
基準値を超える処理水の発生	し尿処理場	●							●				○	○	監視・測定
再資源化処理施設への運搬	し尿処理場		●	●			●								課内管理
再資源化処理施設での脱水汚泥処分	し尿処理場	○					○	○		○		○			課内管理
しさの焼却処分	し尿処理場	●	●	●			○		●	●				○	
医薬品の使用	休日夜間急患センター							●					○	○	監視・測定
医療廃棄物の排出	休日夜間急患センター	●					●		●					○	
放射線の漏洩（X線機器）	休日夜間急患センター	●											○	○	監視・測定
医薬品の紛失	休日夜間急患センター									●			○	○	監視・測定
医薬品の破棄	休日夜間急患センター									●				○	監視・測定

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業（環境側面）、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和2年4月1日現在

【令和元年度環境影響評価登録表】

No.7

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化(気候変動)	生態系・人の健康	文化財・歴史的風致	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	著しい環境側面の管理方法 (環境目標以外について記載)	
施設管理	水酸化ナトリウムの使用	山館浄水場								●				○	監視・測定	
		長根山浄水場								●						
		中山川原浄水場								●						
	硫酸の使用	山館浄水場								●				○	監視・測定	
	薬品の流出	浄水場(3)	●	●							●			○	○	監視・測定
		配水池(4)	●	●							●					
		旧簡易水道施設(4)	●	●							●					
		田代地区水道施設(3)	●	●							●					
	特定施設からの排水流出	山館浄水場	●							●			○		課内管理	
汚泥の発生	山館浄水場					○			○				○	監視・測定		
汚泥の有効利用	山館浄水場	●											○	課内管理		
農業集落排水施設管路・処理施設からの汚水流出	下水道課	●	●			●			●			○	○	監視・測定		
施策・事業	防災関連諸計画の見直し	危機管理課	○				○	○		○	○	○			他計画管理	
	想定訓練等の実施	危機管理課	○				○	○		○	○	○			他計画管理	
	初動体制の構築	危機管理課	○				○	○		○	○	○			他計画管理	
	被害対応	危機管理課	●				●	●		●	●	●			他計画管理	
	住民救助・復旧・関係機関との連携	危機管理課						○		○		○			他計画管理	
	ふるさと納税(PR)活動	企画調整課								○	○	○			課内管理	
	職場環境の向上(ノーマンデーの実施)	職員課						○	○	○						
	EMS研修会の実施	職員課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	環境配慮行動(クールビズ・ウォームビズの実施)	職員課							○	○	○					
	市有林・財産区有林の植栽・保育・皆伐	管財課	○						○	○	○		○			
			●							●	●					
各種用品等の共同購入(コスト削減・事務量軽減)	契約検査課							○	○	○		○			課内管理	

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業（環境側面）、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画	1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面	
令和2年4月1日現在	

【令和元年度環境影響評価登録表】

No.8

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化(気候変動)	生態系・人の健康	文化財・歴史的風致	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	著しい環境側面の管理方法 (環境目標以外について記載)	
施策・事業	省エネ設備の導入補助	市民課						○	○							
	市民からの電話対応	環境課	●	●	●		●			●					課内管理	
	市民からの分別問い合わせ	環境課	●		●		●		●	●						
	ごみ収集車の運行(燃料使用)	環境課	●	●			●	●	●						課内管理	
	ごみ収集運搬業務の委託	環境課			○		○	○		○		○			課内管理	
	災害廃棄物処理の細部調整	環境課		○	○	○	○	○		○		○			他計画管理	
	資源ごみの分別指導・相談対応	環境課		○	○	○		○	○		○		○			
	適正な分別の啓発	環境課					○						○			
	こでん回収及び回収量把握	環境課		○				○	○	○	○					
	ペットボトルキャップの回収	環境課		○				○	○	○	○					
	リサイクル率の向上	環境課						○	○	○	○					
	廃棄物発生抑制啓発活動	環境課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	エコプラザ事業の周知															
	イベント(エコフェア)運営															
	出前講座の開催	環境課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	環境学習授業の開催															
	エネルギー使用量の報告	環境課		●					●	●	●				○	監視・測定
	ペレットストーブ設置助成	環境課		○					○	○	○		○			
	EMS 実行状況の監視	環境課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	規格認証維持に関する情報提供	環境課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	環境基本計画・実施計画審議	環境課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	市内施設での汚染土壌浄化	環境課		○				○			○		○			
	油漏れ事故の発生(市民公的機関からの通報)	環境課		●		●					●					課内管理
	公害苦情等事案整理	環境課		○	○	○					○				○	課内管理
	特定施設からの届出集計・施設監視	環境課		●	●	●					●				○	課内管理
	土のう袋の無料配布・収集	環境課		○		○		○	○		○					
	不法投棄現地確認・撤去	環境課		○				○			○		○			
廃棄物処理施設への搬入車両監視	環境課		●	●			●	●		●					課内管理	

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業(環境側面)、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和2年4月1日現在

【令和元年度環境影響評価登録表】

No.9

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化(気候変動)	生態系・人の健康	文化財・歴史的風致	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制(順守義務)	著しい環境側面の管理方法	
															(環境目標以外について記載)	
施策・事業	し尿処理場搬入車両の排ガス	環境課	●	●	●				●	●					課内管理	
	し尿の浄化・減量化	環境課	○		○		○	○		○						
	感染症拡大抑止の行動	子ども課	○							○					他計画管理	
	品質の管理	コンポストセンター							○						○	監視・測定
		比内地鶏糞処理施設														
	廃棄物の再利用	コンポストセンター	○					○	○		○		○			
		比内地鶏糞処理施設														
	家畜排せつ物管理・水質保全	農政課	●		●					●				○	監視・測定	
	スポーツイベント誘致・PR活動	スポーツ振興課											○		課内管理	
	スポーツ合宿誘致・PR活動	スポーツ振興課											○		課内管理	
	工事発注等に伴う建設機械の使用、資材運搬による騒音・振動の発生	土木課			●										○	
		都市計画課			●											
		まちづくり課			●											
		水道課			●											
		下水道課	●	●		●										
	工事発注等に伴う建設廃材の発生	土木課						●							○	
		都市計画課						●								
		まちづくり課						●								
		水道課						●								
下水道課		●					●									
工事発注等に伴う濁水の発生	土木課						●									
	都市計画課	●														
建設資材のリサイクル製品使用	都市計画課					○	○									
建設リサイクル法の順守	都市計画課	○	○			○	○	○					○			
道路舗装・修繕による走行性向上	土木課	○	○				○	○						課内管理		
下水路の浚渫	土木課	○		○												
都市下水路の悪臭発生	都市計画課			●									○			

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業（環境側面）、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取組み
2 環境側面
令和2年4月1日現在

【令和元年度環境影響評価登録表】

No.10

事務区分	環境側面	課等	大気・水質・土壌	騒音・振動	悪臭	地盤沈下	廃棄物の増加・減少	資源・エネルギー	地球温暖化（気候変動）	生態系・人の健康	文化財・歴史的風致	地域・人的資源の活用	予見できる緊急事態	法的規制（順守義務）	著しい環境側面の管理方法 〔環境目標以外について記載〕
施策・事業	都市下水路の水質汚濁防止	都市計画課	○		○										
	安全な上水・工水の提供	水道課	●					●		●					他計画管理
			○							○		○			
	水道水の水質悪化	水道課								●			○	○	監視・測定
	工業用水道の水質悪化	水道課								●			○	○	監視・測定
	下水道管渠からの汚水流出	下水道課	●		●		●						○		課内管理
	下水水洗化の促進 ・啓もう普及活動 ・改造費用融資あっせん ・公共下水道の普及整備	下水道課	○		○						○				
	浄化槽設置費用の助成	下水道課	○		○						○				
	汚水の浄化（戸別浄化槽管理）	下水道課	○		○						○			○	課内管理
	環境学習・環境教育 ・子どもサミットで行うクリーンアップ活動、ペットボトルキャップ回収	学校教育課						○	○	○	○	○			
	グループ活動、クラブ活動等への便宜供与	青少年ホーム									○	○	○		課内管理
	自主事業（花いっぱい運動）	花岡公民館	○					○	○	○	○				
	文化財・天然記念物の保護	歴史文化課										○	○		
廃棄物の再生利用（選挙掲示板）	選挙管理委員会														

●：環境に有害な影響 ○：環境に有益な影響

※本表は、リスク及び機会とそれに該当する事業（環境側面）、事務区分とそれに該当する環境側面とでそれぞれに作成すること。

※「予見できる緊急事態」には、非通常時の状況におけるものも含む。

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和2年4月1日現在

6. 1. 3 順守義務

【環境関連法令等一覧】 ※各法令等の順守条項・基準についてはP35～P43に掲載 No.1

法令名等	順守項目	主管課	対象施設(対象物)
大気汚染防止法	ボイラーのばい煙の排出基準	観光課	秋田犬の里木質燃料ボイラー(無圧式温水発生機) ○施設規模 伝熱面積 23.8m ² 燃焼油量 50.0L/h 排出量 82.1m ³ /h
		比内総合支所	比内総合支所ボイラー ○施設規模 伝熱面積 33.2m ² 燃焼油量 113.7L/h 排出量 981m ³ /h
		生涯学習課	上川沿公民館木質燃料ボイラー(無圧式温水発生機) ○施設規模 伝熱面積 31.3m ² 燃焼油量 68.375L/h(重油換算) 木質ペレット 109.4Kg/h
秋田県公害防止条例(ばい煙)	ボイラーのばい煙の排出基準	総務課	本庁舎木質燃料ボイラー(小型貫流ボイラー) ○施設規模 伝熱面積 9.8m ² ×2基 燃焼油量 44L/h(重油換算)
		福祉課	総合福祉センターボイラー(真空式温水発生機) ○施設規模 伝熱面積 7.9m ² 燃焼油量 43.5L/h 排出量 576.4m ³ /h
		生涯学習課	下川沿公民館木質燃料ボイラー(真空式温水発生機) ○施設規模 伝熱面積 7.5m ² 燃焼油量 18.2L/h(重油換算) 木質ペレット 29.1kg/h
消防法	危険物取扱者の設置	福祉課	総合福祉センター
		スポーツ振興課	花岡総合スポーツ公園
		比内総合支所	比内総合支所
		生涯学習課	中央公民館 矢立公民館
	防火管理者の設置	総務課	本庁舎
		市民課	東雲閣(大館市斎場と一体管理)
		福祉課	総合福祉センター
		子ども課	松峰児童館
		健康課	保健センター
		農政課	三ノ丸庁舎
		観光課	ベニヤマ自然パーク(コテージ、金山ふるさと館) 秋田犬の里
		スポーツ振興課	城西体育館
			釈迦内体育館

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和2年4月1日現在

【環境関連法令等一覧】 ※各法令等の順守条項・基準についてはP35～P43に掲載 No.2

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
消防法	防火管理者の設置	スポーツ振興課	花岡体育館
			十二所体育館
			花岡総合スポーツ公園
		都市計画課	市営第2獅子ヶ森住宅
			市営御成町住宅
			市営向町住宅
		まちづくり課	桜橋館
		比内総合支所	比内総合支所
			高齢者生産活動施設
			農村婦人の家
			高齢者・若者センター
		田代総合支所	田代総合支所
			五色湖ロッジ
		生涯学習課	桂城児童センター
			城西児童センター
			釈迦内児童センター
			城南児童会館
			有浦児童会館
			中央公民館
			勤労青少年ホーム
			女性センター
			釈迦内公民館
			あやめ苑（釈迦内公民館と一体管理）
			長木公民館
			上川浴公民館
			下川浴公民館
			二井田公民館
			真中公民館
			花岡公民館
			矢立公民館
		比内公民館	
		田代公民館	
		歴史文化課	郷土博物館
鳥潟会館			
長走風穴館			

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和2年4月1日現在

【環境関連法令等一覧】 ※各法令等の順守条項・基準についてはP35～P43に掲載 No.3

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
消防法	危険物（灯油・軽油） 第2石油類の貯蔵及 び取扱い、点検	比内総合支所	比内総合支所ボイラー用灯油貯蔵地下タンク ○施設規模 最大貯蔵量 5,000L
		福祉課	総合福祉センターボイラー用灯油貯蔵地下タンク ○施設規模 最大貯蔵量 5,000L
		生涯学習課	中央公民館ボイラー用灯油貯蔵地下タンク ○施設規模 最大貯蔵量 5,000L
			矢立公民館灯油貯蔵地下タンク ○施設規模 最大貯蔵量 5,000L
大館市 火災予防条例	危険物（重油） 第3石油類の貯蔵 及び取扱い、点検	生涯学習課	中央公民館（旧サン・アビ） ボイラー用重油貯蔵地下タンク ○施設規模 最大貯蔵量 1,500L
		危険物（灯油・軽油） 第2石油類の貯蔵及 び取扱い、点検	総務課
	市民課		小柄沢墓園管理センター灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
	環境課		し尿処理場灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 943.2L
			粗大ごみ処理場灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 446L×2
	福祉課		総合福祉センターボイラー用灯油サービスタンク ○施設規模 最大貯蔵量 200L
	子ども課		松峰児童館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 405L
	健康課		保健センター灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 810L
			休日夜間救急センター灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 446L
	農政課		三ノ丸庁舎暖房用灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L×2
	スポーツ振興課		城西体育館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
			釈迦内体育館1号・2号灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L 2基
			花岡体育館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 446L

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和2年4月1日現在

【環境関連法令等一覧】 ※各法令等の順守条項・基準についてはP35～P43に掲載 No.4

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
大館市 火災予防条例	危険物（灯油・軽油） 第2石油類の貯蔵及 び取扱い、点検	スポーツ振興課	十二所体育館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
			○花岡スポーツ総合公園灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 450L 2基
		土木課	土木課車庫灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 198L
			建設機械車庫灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 436L
		まちづくり課	まちづくり課事務室灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 405L
			大館市桜橋館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 405L
		比内総合支所	比内総合支所発電機用軽油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 487.8L
			構造改善センター灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 405L
			農村婦人の家灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
			高齢者・若者センター灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 450L
			大館市高齢者生産活動施設灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
		田代総合支所	五色湖ロッシ灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 446L×2
		水道課	山館浄水場発電機用軽油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 450L×2
			山館浄水場暖房用灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 450L×2
			山館浄水場発電設備 ○施設規模 燃料タンク容量 490L
			中山取水場発電設備 ○施設規模 燃料タンク容量 490L
			中山川原浄水場灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 450L

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和2年4月1日現在

【環境関連法令等一覧】 ※各法令等の順守条項・基準についてはP35～P43に掲載 No.5

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）	
大館市 火災予防条例	危険物（灯油・軽油） 第2石油類の貯蔵及 び取扱い、点検	水道課	中山川原浄水場軽油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 290L	
			矢立浄水場軽油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 450L	
			真中旧簡易水道軽油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L	
			前田送水ポンプ場軽油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L	
			本道端取水塔軽油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 290L	
			森合旧簡易水道軽油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L	
			達子森送水ポンプ場軽油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 290L	
			山田・赤川上水道軽油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L	
			第1工業用水道取水場発電設備軽油貯蔵タンク ○施設規模 燃料タンク容量 250L	
			第2工業用水道取水場軽油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L	
			第3工業用水道取水場発電設備軽油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 250L	
			生涯学習課	桂城児童センター灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 405L
				城南児童会館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 436L
		城西児童センター灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 446L		
		有浦児童会館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 400L		
		釈迦内公民館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L×2		
		あやめ苑灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 495L		

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和2年4月1日現在

【環境関連法令等一覧】 ※各法令等の順守条項・基準についてはP35～P43に掲載 No.6

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
大館市 火災予防条例	危険物（灯油・軽油） 第2石油類の貯蔵及 び取扱い、点検	生涯学習課	長木公民館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 405L
			長木公民館雪沢分館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 465L
			二井田公民館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 450L
			十二所公民館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 405L
			花岡公民館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
			矢立公民館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 446L
			比内公民館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 942L
			田代公民館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 942L
			勤労青少年ホーム灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 405L
			女性センター灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 490L
		歴史文化課	郷土博物館灯油貯蔵タンク ○施設規模 最大貯蔵量 400L
水道法	水道水の水質	水道課	水道給水施設 ○浄水場（4）、上水道（旧簡易水道）（7）
		都市計画課	市営水門前住宅 ○受水槽有効容量 28.0m ³
			市営第2獅子ヶ森住宅 ○受水槽有効容量 60.0m ³
			市営御成町住宅 ○受水槽有効容量 12.0m ³
			市営狐台住宅 ○受水槽有効容量 12.0m ³
			市営向町住宅 ○受水槽有効容量 12.0m ³

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和2年4月1日現在

【環境関連法令等一覧】 ※各法令等の順守条項・基準についてはP35～P43に掲載 No.7

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）	
水道法	水道水の水質	都市計画課	市営新町住宅 ○受水槽有効水量 6.0m ³	
			市営中町住宅 ○受水槽有効水量 6.0m ³	
		生涯学習課	中央公民館 ○受水槽有効容量 13.3m ³	
		比内総合支所	比内総合支所 ○受水槽有効容量 14.0m ³	
		福祉課	総合福祉センター ○受水槽有効容量 18.0m ³	
水質汚濁防止法	特定施設の排水 （沈殿・ろ過施設）	水道課	山館浄水場 ○浄水能力 22,600m ³	
		特定施設の排水 （し尿処理施設）	環境課	下水道課
	真中地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 1,890人			
	山館地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 720人			
	麓西地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 670人			
	四羽出地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 670人			
	八木橋地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 620人			
	山田地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 930人			
	十二所北地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 1,850人			
	独鈷中野地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 2,080人			
	貯油施設（灯油・軽油）事故時の措置・届出	比内総合支所	比内総合支所ボイラー用灯油貯蔵地下タンク ○貯蔵量 5,000L	
福祉課		総合福祉センターボイラー用灯油貯蔵地下タンク ○貯蔵量 5,000L		

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和2年4月1日現在

【環境関連法令等一覧】 ※各法令等の順守条項・基準についてはP35～P43に掲載 No.8

法令名等	順守項目	主管課	対象施設(対象物)
水質汚濁防止法	貯油施設(灯油・軽油)事故時の措置・届出	生涯学習課	中央公民館ボイラー用灯油貯蔵地下タンク ○貯蔵量 5,000L
			矢立公民館灯油貯蔵地下タンク ○貯蔵量 5,000L
毒物及び劇物取締法	劇物(水酸化ナトリウム)取扱い	環境課	し尿処理場
		水道課	浄水場(4)
	劇物(硫酸)取扱い	環境課	し尿処理場、堤沢埋立最終処分場
		水道課	山館浄水場
労働安全衛生法	特定化学物質(硫酸)取扱主任者の選任	環境課	し尿処理場、堤沢埋立最終処分場
		水道課	山館浄水場
浄化槽法	排水の水質点検及び清掃	市民課	小柄沢墓園浄化槽 ○合併処理 処理対象21人
		環境課	粗大ごみ処理場浄化槽 ○単独処理 処理対象10人
		子ども課	松峰児童館浄化槽 ○小型合併処理 処理対象10人
		農政課	コンポストセンター浄化槽 ○小型合併処理 処理対象5人
			比内地鶏糞処理施設浄化槽 ○合併処理 処理対象5人
		林政課	市民の森休憩所浄化槽 ○小型合併処理 処理対象10人
		観光課	大館市ベニヤマ自然パークコテージ浄化槽 ○小型合併処理 処理対象21人
大館市ベニヤマ自然パーク駐車場公衆トイレ浄化槽 ○小型合併処理 処理対象25人			
大葛金山ふるさと館(大館市ベニヤマ自然パーク)浄化槽 ○単独処理 処理対象21人			

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和2年4月1日現在

【環境関連法令等一覧】 ※各法令等の順守条項・基準についてはP35～P43に掲載 No.9

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
浄化槽法	排水の水質 点検及び清掃	スポーツ振興課	花岡総合スポーツ公園浄化槽 ○合併処理 処理対象 369 人
			釈迦内体育館浄化槽 ○合併処理 処理対象 232 人
			花岡体育館浄化槽 ○単独処理 処理対象 100 人
			十二所体育館浄化槽 ○合併処理 処理対象 265 人
		都市計画課	市営狐台住宅1号棟浄化槽 ○合併処理 処理対象 54 人
			市営狐台住宅2号棟浄化槽 ○合併処理 処理対象 64 人
			市営第2獅子ヶ森住宅浄化槽 ○合併処理 処理対象 452 人
			市営大森野住宅浄化槽 ○合併処理 処理対象 40 人
			外川原地区米代川河川緑地休憩所浄化槽 ○単独処理 処理対象 20 人
		水道課	山館浄水場浄化槽 ○単独処理 処理対象 20 人
		下水道課	真中地区農業集落排水施設 ○合併処理 処理対象 1,890 人
			山館地区農業集落排水施設 ○合併処理 処理対象 720 人
			餌釣地区農業集落排水施設 ○合併処理 処理対象 420 人
			麓西地区農業集落排水施設 ○合併処理 処理対象 670 人
			四羽出地区農業集落排水施設 ○合併処理 処理対象 670 人
			小新田羽立地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 330 人

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和2年4月1日現在

【環境関連法令等一覧】 ※各法令等の順守条項・基準についてはP35～P43に掲載 No.10

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
浄化槽法	排水の水質 点検及び清掃	下水道課	八木橋地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 620人
			山田地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 930人
			岩野目地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 300人
			十二所北地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 1,850人
			独鈷中野地区農業集落排水施設 ○処理対象人員 2,080人
			戸別浄化槽（市町村設置型—比内地域） ○ 5人槽 36基 6人槽 4基 7人槽 247基 8人槽 10基 10人槽 19基 14人槽 2基 16人槽 1基 18人槽 1基 25人槽 1基 計 321基
			田代総合支所
		五色湖緑地公園ダム運動広場浄化槽 ○単独処理 処理対象85人	
		五色湖ロッジ浄化槽 ○単独処理 処理対象50人	
		生涯学習課	有浦児童会館浄化槽 ○合併処理 処理対象30人
			勤労青少年ホーム浄化槽 ○単独処理 処理対象50人
			長木公民館浄化槽 ○合併処理 処理対象65人
			下川沿公民館浄化槽 ○合併処理 処理対象65人
			十二所公民館浄化槽 ○合併処理 処理対象50人
			矢立公民館浄化槽 ○合併処理 処理対象35人
		歴史文化課	郷土博物館浄化槽 ○合併処理 処理対象113人

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和2年4月1日現在

【環境関連法令等一覧】 ※各法令等の順守条項・基準についてはP35～P43に掲載 No.11

法令名等	順守項目	主管課	対象施設(対象物)
浄化槽法	排水の水質 点検及び清掃	歴史文化課	烏潟会館浄化槽 ○単独処理 処理対象 80人
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	一般廃棄物 (事業者の責務)	総務課	○可燃ごみ他 本庁舎
		市民課	○可燃ごみ他 田代墓地公園
		比内総合支所	○可燃ごみ他 比内総合支所
		田代総合支所	○可燃ごみ他 田代総合支所
		福祉課	○可燃ごみ他 総合福祉センター
		健康課	○可燃ごみ他 保健センター
		農政課	○可燃ごみ他 三ノ丸庁舎
		生涯学習課	○可燃ごみ他 児童育成施設6館
			○可燃ごみ他 中央公民館
			○可燃ごみ他 田代公民館
			○可燃ごみ他 比内公民館
			○可燃ごみ他 釈迦内公民館
			○可燃ごみ他 長木公民館
			○可燃ごみ他 上川沿公民館
			○可燃ごみ他 下川沿公民館
			○可燃ごみ他 真中公民館
			○可燃ごみ他 二井田公民館
			○可燃ごみ他 十二所公民館
			○可燃ごみ他 花岡公民館
			○可燃ごみ他 矢立公民館
○可燃ごみ他 女性センター			
○可燃ごみ他 勤労青少年ホーム			
歴史文化課	○可燃ごみ他 郷土博物館		
一般廃棄物 (収集業務)	環境課	市内集荷分 ○可燃ごみ他	
一般廃棄物(処理施設 の基準)	環境課	し尿処理場 ○処理能力 160kL/日	
		粗大ごみ処理場 ○処理能力 40t/5h	
一般廃棄物処理施設 の放流水等水質	環境課	堤沢埋立最終処分場 ○埋立容量 710,000m ³	
		花岡観音堂埋立最終処分場 ○埋立容量 442,000m ³	

6 計画	1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務	
令和2年4月1日現在	

【環境関連法令等一覧】 ※各法令等の順守条項・基準についてはP35～P43に掲載 No.12

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理施設の放流水等水質	環境課	千年岱埋立最終処分場 ○埋立容量 37,500m ³
		農政課	コンポストセンター ○処理能力 16t/日
	産業廃棄物（脱水土泥）の管理基準	水道課	山館浄水場天日乾燥ろ床 ○処理能力 2,980m ³
	産業廃棄物の処理及び委託基準（建設作業廃材）	土木課 都市計画課 まちづくり課 下水道課 水道課 教育総務課	発注工事
	特別管理産業廃棄物の処理・委託基準	健康課	休日夜間急患センター ○感染性産業廃棄物
ダイオキシン類対策特別措置法	一般廃棄物（処理施設）の維持管理基準	環境課	堤沢埋立最終処分場、花岡観音堂埋立最終処分場、千年岱埋立最終処分場 ○処理水、地下水
道路運送車両法	公用車の車検実施と確認 ※リースによる車両についても保有台数として記載	総務課	公用車 11台
		管財課	公用車 1台
		市民課	公用車 9台
		収納課	公用車 1台
		福祉課	公用車 22台（保育園バス含む）
		健康課	公用車 5台
		農政課	公用車 5台
		林政課	公用車 5台
		商工課	公用車 2台
		観光課	公用車 4台
		移住交流課	公用車 3台
		スポーツ振興課	公用車 1台
		土木課	公用車 43台
		まちづくり課	公用車 2台
		水道課	公用車 8台
		下水道課	公用車 4台
		比内総合支所	公用車 7台
		田代総合支所	公用車 3台
		教育総務課	公用車 4台
		学校教育課	公用車 7台（スクールバス含む）
歴史文化課	公用車 2台		

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和2年4月1日現在

【環境関連法令等一覧】 ※各法令等の順守条項・基準についてはP35～P43に掲載 No.13

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
使用済自動車の再資源化等に関する法律	使用済自動車の再資源化	総務課	公用車 11台
		市民課	公用車 9台
		収納課	公用車 1台
		福祉課	公用車 21台（保育園バス含む）
		健康課	公用車 5台
		農政課	公用車 5台
		林政課	公用車 2台
		商工課	公用車 2台
		観光課	公用車 3台
		スポーツ振興課	公用車 1台
		土木課	公用車 10台
		まちづくり課	公用車 2台
		水道課	公用車 8台
		下水道課	公用車 2台
		比内総合支所	公用車 7台
田代総合支所	公用車 3台		
教育総務課	公用車 4台		
学校教育課	公用車 5台（スクールバス）		
歴史文化課	公用車 2台		
騒音規制法	騒音（特定建設作業関係）	土木課 都市計画課 下水道課 教育総務課	発注工事現場
振動規制法	振動（特定建設作業関係）	土木課 都市計画課 下水道課 教育総務課	発注工事現場
悪臭防止法	下水路の悪臭	土木課 都市計画課 下水道課	市管理下水路
環境基本法 大館市環境基本条例	環境保全活動全般	環境課	大館市環境基本計画
循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成	環境課	循環資源の利用及び処分について必要な措置の実施 循環型社会の形成に関する施策策定
地球温暖化対策の推進に関する法律	温室効果ガスの排出抑制等	環境課	大館市の事務事業に関する温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画
秋田県地球温暖化対策推進条例	温室効果ガスの排出抑制	環境課	大館市の事務事業に関する温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和2年4月1日現在

【環境関連法令等一覧】 ※各法令等の順守条項・基準についてはP35～P43に掲載 No.14

法令名等	順守項目	主管課	対象施設(対象物)
秋田県地球温暖化対策推進条例	エネルギーの管理	環境課 教育総務課	温室効果ガス排出量等の報告
資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)	建設廃棄物(パソコン含)の発注者及び地方公共団体の責務	都市計画課 水道課 下水道課 教育総務課 企画調整課	発注工事
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	特定の建設資材の発注者及び地方公共団体の責務、分別解体等の実施	土木課 都市計画課 まちづくり課 水道課 下水道課 教育総務課	発注工事
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の推進に関する法律	環境保全事業	環境課	大館市が実施する環境に配慮した事業活動
森林法	森林の保全	林政課	大館市森林整備計画の策定 市有林 1,175ha
下水道法	水の浄化	下水道課 都市計画課	公共下水道事業、都市下水路、その他下水路
秋田県流域下水道接続要綱	水質基準	下水道課	公共下水道、特定環境保全公共下水道
国等による環境物品等の調達の推進に関する法律	環境物品の調達	環境課	大館市が調達する環境物品等
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	環境物品の調達	環境課 契約検査課	大館市が調達する環境物品等
工業用水道事業法 大館市工業用水道料金及び手数料条例施行規程	工業用水道の水質測定	水道課	工業用水道施設 ○施設規模(第1工業用水道) 給水能力 2,100m ³ /日 ○施設規模(第2工業用水道) 給水能力 3,200m ³ /日 ○施設規模(第3工業用水道) 給水能力 2,000m ³ /日

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和2年4月1日現在

【環境関連法令等一覧】 ※各法令等の順守条項・基準についてはP35～P43に掲載 No.15

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
環境影響評価法	環境影響評価	環境課	大館市管内で法の適用となる対象事業
秋田県環境影響評価条例	環境影響評価	環境課	大館市内で条例の適用となる対象事業
医療法	放射線（X線）の線量当量限度基準	健康課	休日夜間急患センター ○診断用X線高電圧装置 150Kw/200mA
医薬品医療機器等法	劇薬の表示および取扱い	健康課	休日夜間急患センター ○劇薬（ゲンタシン注他）使用
肥料取締法	品質の管理	農政課	コンポストセンター（土っ恋しょ） 比内地鶏糞処理施設（ヒナイドリーム）
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	環境教育等による環境保全の取組	職員課 環境課 学校教育課 生涯学習課	環境教育等による環境保全の取組み
都市の低炭素化の促進に関する法律	CO ₂ の削減（計画策定）	都市計画課	低炭素建築物新築等計画の認定
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	再資源化のための分別及び認定事業者への引き渡し	環境課	こでん回収事業
エネルギーの使用の合理化等に関する法律	エネルギーの管理・報告義務	環境課 教育総務課	エネルギーの使用に関する定期報告
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	特定建築物の衛生管理	総務課	本庁舎 ○延べ床面積 4,658.43m ²
		比内総合支所	比内総合支所 ○延べ床面積 5,385.83m ²
		田代総合支所	田代総合支所 ○延べ床面積 3,128.80m ²
		歴史文化課	郷土博物館 ○延べ床面積 6,015.90m ²

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和2年4月1日現在

【環境関連法令等一覧】 ※各法令等の順守条項・基準についてはP35～P43に掲載 No.16

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
フロン類の使用の 合理化及び管理の 適正化に関する法律	点検の実施 フロン類算定漏えい量 等の報告	総務課	本庁舎エアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 3台 7.5～50kW 3台
		環境課	粗大ごみ処理場エアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 3台
			し尿処理場チラー ○電動機定格出力 7.5～50kW 1台
		福祉課	総合福祉センターエアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 4台
		健康課	保健センターエアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 2台
			休日夜間急患センターエアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 2台
		農政課	三ノ丸庁舎エアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 5台
		水道課	山館浄水場エアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 3台
			本郷岩野目取水ポンプ場エアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 4台
			山田赤川取水ポンプ場エアコン・除湿機 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 3台
			中羽立配水ポンプ場除湿機 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 1台
			別所送水ポンプ場除湿機 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 1台
			矢立浄水場除湿機 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 2台
		比内総合支所	比内総合支所エアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 6台
		田代総合支所	田代総合支所エアコン ○電動機定格出力 7.5kW 未満 6台 7.5～50kW 4台

6 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和2年4月1日現在

【環境関連法令等一覧】 ※各法令等の順守条項・基準についてはP35～P43に掲載 No.17

法令名等	順守項目	主管課	対象施設（対象物）
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	点検の実施 フロン類算定漏えい量等の報告	生涯学習課	中央公民館 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 4台
			釈迦内公民館 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 1台
			長木公民館 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 6台
			上川沿公民館 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 3台 7.5～50kW 2台
			二井田公民館 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 1台
			花岡公民館 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 2台
			矢立公民館 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 5台
			比内公民館 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 6台
			田代公民館 ○電動機定格出力 7.5kW 未満 23台
鉱山保安法施行規則	坑廃水中和処理	環境課	大比立鉱山坑廃水処理施設
公害防止協定・覚書	大気・水質・騒音・悪臭・ばいじん・粉じん・汚水・排水・廃棄物・放射線障害発生時の確認・措置	環境課	大館市と協定を締結する事業所
		農政課	比内地鶏糞処理施設
遊泳用プールの水質基準	プール水の水質維持管理基準	スポーツ振興課	花岡総合運動公園多目的プール
水銀による環境の汚染に関する法律	一般廃棄物（収集業務）の市町村責務	環境課	市内集荷分 ○有害ごみ
改正健康増進法	第1種・第2種施設の受動喫煙防止	健康課	（第1種施設）本庁舎、三ノ丸庁舎、総合福祉センター、比内総合支所、田代総合支所、保健センター （第2種施設）上記以外の公共施設

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和2年4月1日現在

《別記》環境関連法令基準一覧

No.1

法令名等	基準内容
大気汚染防止法 (伝熱面積 10m ² 以上)	○比内総合支所ボイラー <ul style="list-style-type: none"> ばい煙発生施設の届出(法第6条) 排出基準(法施行規則第3~5条)遵守 ばいじん濃度 0.30g/Nm³ 窒素酸化物 180ppm 硫酸酸化物 $K \times 10^{-3} \text{He}^2 = 8.9 \text{Nm}^3/\text{h}$ (K=17.5 He=煙突補正高) 測定義務(法第16条、法施行規則第15条) 半年に1回以上
	○上川沿公民館木質燃料ボイラー(無圧式温水発生機) <ul style="list-style-type: none"> ばい煙発生施設の届出(法第6条) 排出基準(法施行規則第3~5条)遵守 ばいじん濃度 0.30g/Nm³ 窒素酸化物 300ppm(当面の間350ppm) 測定義務(法第16条、法施行規則第15条) 半年に1回以上
	○秋田犬の里木質燃料ボイラー(無圧式温水発生機) <ul style="list-style-type: none"> ばい煙発生施設の届出(法第6条) 排出基準(法施行規則第3~5条)遵守 ばいじん濃度 0.30g/Nm³ 窒素酸化物 300ppm(当面の間350ppm) 測定義務(法第16条、法施行規則第15条) 半年に1回以上
秋田県公害防止条例 (ばい煙関係) (伝熱面積 7m ² 以上 10m ² 未満)	○本庁舎木質燃料ボイラー(2基:小型貫流ボイラー) <ul style="list-style-type: none"> ばい煙発生施設の届出(条例第20条) 排出基準(条例施行規則第4条)遵守 ばいじん濃度 0.30g/Nm³ 硫酸酸化物 $K \times 10^{-3} \text{He}^2 = 1.2 \text{m}^3 \text{N}/\text{h}$ (K=17.5 He=煙突補正高) 測定義務(条例第29条)年1回
	○総合福祉センターボイラー(2基:真空式温水発生機) <ul style="list-style-type: none"> ばい煙発生施設の届出(条例第20条) 排出基準(条例施行規則第4条)遵守 ばいじん濃度 0.30g/Nm³ 硫酸酸化物 $K \times 10^{-3} \text{He}^2 = 0.98 \text{m}^3 \text{N}/\text{h}$ (K=17.5 He=煙突補正高) 測定義務(条例第29条)年2回
	○下川沿公民館木質燃料ボイラー(真空式温水発生機) <ul style="list-style-type: none"> ばい煙発生施設の届出(条例第20条) 排出基準(条例施行規則第4条)遵守 ばいじん濃度 0.40g/Nm³ 測定義務(条例第29条)年1回
消防法	○各施設対象法規制 <ul style="list-style-type: none"> 防火管理者(法第8条) 貯蔵及び取扱制限(法第10条) 貯蔵所設置の許可(法第11条) 危険物取扱者(法第13条) 定期点検(法第14条の3の2、危険物の規制に関する規則第62条の4)
大館市火災予防条例	○各施設共通法規制 <ul style="list-style-type: none"> 貯蔵の届出(条例第63条) 貯蔵及び取扱の基準(条例第30~33条)遵守

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和2年4月1日現在

《別記》環境関連法令基準一覧

No.2

法令名等	基準内容		
水道法	○水道供給水の水質基準の順守 ・水道法第4条 ・水質基準に関する省令による基準		
	一般細菌：100/mL以下	大腸菌：検出されないこと	カドミウム：0.003mg/L以下
	水銀：0.0005mg/L以下	セレン：0.01mg/L以下	鉛：0.01mg/L以下
	ヒ素：0.01mg/L以下	六価クロム：0.05mg/L以下	シアン化合物イオン及び塩化シアン：0.01mg/L以下
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素：10mg/L以下	フッ素：0.8mg/L以下	ホウ素：1.0mg/L以下
	四塩化炭素：0.002mg/L以下	1・4-ジオキサン：0.05mg/L以下	スズ-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン：0.04mg/L以下
	ジクロロメタン：0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン：0.01mg/L以下	トリクロロエチレン：0.01mg/L以下
	塩素酸 0.6mg/L以下	ベンゼン：0.01mg/L以下	クロロ酢酸：0.02mg/L以下
	クロロホルム：0.06mg/L以下	ジクロロ酢酸：0.04mg/L以下	ジブromクロロメタン：0.1mg/L以下
	臭素酸：0.01mg/L以下	総トリハロメタン：0.1mg/L以下	トリクロロ酢酸：0.2mg/L以下
	ブromジクロロメタン：0.03mg/L以下	ブromホルム：0.09mg/L以下	ホルムアルデヒド：0.08mg/L以下
	亜鉛：1.0mg/L以下	アルミニウム：0.2mg/L以下	鉄：0.3mg/L以下
	銅：1.0mg/L以下	ナトリウム：200mg/L以下	マンガン：0.05mg/L以下
	塩化物イオン：200mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等：300mg/L以下	蒸発残留物：500mg/L以下
	陰イオン界面活性剤：0.2mg/L以下	ジオスミン：0.00001mg/L以下	2-メチルイソボルネオール：0.00001mg/L以下
	非イオン界面活性剤：0.02mg/L以下	フェノール類：0.005mg/L以下	有機物等：3mg/L以下
	pH値：5.8以上8.6以下	味：異常でないこと	臭気：異常でないこと
	色度：5度以下であること	濁度：2度以下であること	
	○水道技術管理者の設置 ・水道法第19条第1項（設置） ・水道法第19条第3項（資格）		
	○簡易専用水道（受水槽）10施設対象 ・管理基準 水槽清掃 1年以内に1回（水道法第34条の2第1項）（水道法施行規則第55条） ・管理状況及び水質 1年以内に1回（水道法第34条の2第2項）に係る検査（水道法施行規則第56条）（平成15年厚生労働省告示第262号） 一 臭気 異常な臭気が認められないこと。 二 味 異常な味が認められないこと。 三 色 異常な色が認められないこと。 四 色度 5度以下であること。 五 濁度 2度以下であること。 六 残留塩素 検出されること。		

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和2年4月1日現在

《別記》環境関連法令基準一覧

No.3

法令名等	基準内容
水質汚濁防止法	<p>○山館浄水場（沈殿・ろ過施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置の届出（法第5条） ・排出基準（法第3条他）遵守 水素イオン濃度 5.8～8.6 生物化学的酸素要求量 160 mg/L 以下 浮遊物質 200 mg/L 以下 ・測定及び記録の保管（法第14条） ・事故時の措置及び届出（法第14条の2） <p>○し尿処理場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置の届出（法第5条） ・排出基準（法第3条他）遵守 水素イオン濃度 5.8～8.6 生物化学的酸素要求量 60 mg/L 以下 浮遊物質 120 mg/L 以下 大腸菌群数 3,000 個/cm³以下 ・測定及び記録の保管（法第14条） ・事故時の措置及び届出（法第14条の2） <p>○農業集落排水処理施設（し尿処理施設） 8施設対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置の届出（法第5条） ・排出基準（法第3条他）遵守 水素イオン濃度 5.8～8.6 生物化学的酸素要求量 60 mg/L 以下 浮遊物質 120 mg/L 以下 大腸菌群数 3,000 個/cm³以下 ・測定及び記録の保管（法第14条） ・事故時の措置及び届出（法第14条の2） <p>○貯油施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故時の措置及び知事への届出（法第14条の2第3項）
毒物及び劇物取締法	<p>○各施設共通法規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盗難防止の措置（法第11条第1項） ・外への飛散等防止措置（法第11条第2項） ・誤飲防止措置（法第11条第4項） ・表示措置（法第12条第1項及び第3項） ・事故等の場合の措置、届出（法第16条の2）
労働安全衛生法	<p>○し尿処理場・堤沢埋立最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定化学物質等（硫酸）作業主任者の選任（法第14条） （法施行令第6条第18号） <p>○山館浄水場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定化学物質等（硫酸）作業主任者の選任（法第14条） （法施行令第6条第18号）

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和2年4月1日現在

《別記》環境関連法令基準一覧

No.4

法令名等	基準内容					
浄化槽法	○全ての浄化槽に共通適用					
	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検及び清掃（法第10条第1項） ・処理対象501人以上の場合技術管理者の設置（法第10条第2項） （上記2件は、同条第3項により指定業者に委託可能） ・年1回の水質検査（法第11条） 					
	○11条検査における水質検査の各項目の望ましい範囲については、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策室長通知（平成7年衛浄第34号）による。水質検査で「良」「可」と判断されたものを「適合」とし、外観・性能検査を含む総合評価で可否を判断する。（浄化槽法定検査ガイドライン）					
		項目	単独・合併	BOD処理能力	良の基準	可の基準
	水素イオン濃度	単独			5.8~8.6	良及び不可以外
		合併			5.8~8.6	良及び不可以外
	溶存酸素量	単独			0.3 mg/L	0.3 mg/L 未満
		合併			1.0 mg/L	1.0 mg/L 未満
	残留塩素濃度	単独			検出される	—
		合併			検出される	—
	透視度	単独			7度以上	4度以上7度未満
		合併	60 mg/L 以下		10度以上	5度以上10度未満
		合併	30 mg/L 以下		15度以上	12度以上15度未満
		合併	20 mg/L 以下		20度以上	15度以上20度未満
BOD	単独			90 mg/L 以下	90 mg/L 超 120 mg/L 以下	
	合併	60 mg/L 以下		60 mg/L 以下	60 mg/L 超 80 mg/L 以下	
	合併	30 mg/L 以下		30 mg/L 以下	30 mg/L 超 40 mg/L 以下	
	合併	20 mg/L 以下		20 mg/L 以下	20 mg/L 超 30 mg/L 以下	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○一般廃棄物					
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の責務（法第3条）遵守 （大館市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第20条の遵守） 					
	○一般廃棄物の処理、一般廃棄物処理計画					
	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の処理等（法第6条の2） ・一般廃棄物処理計画（法第6条） 					
○一般廃棄物処理施設：し尿処理場、コンポストセンター						
<ul style="list-style-type: none"> ・設置の届出及び維持管理基準（法第9条の3） ・周辺地域への配慮（法第9条の4） ・技術管理者の選定（法第21条） ・事故時の措置（法第21条の2） 						
○一般廃棄物処理施設：粗大ごみ処理場、埋立最終処分場（3）						
<ul style="list-style-type: none"> ・設置の届出及び維持管理基準（法第9条の3） ・周辺地域への配慮（法第9条の4） ・技術管理者の選定（法第21条） ・事故時の措置（法第21条の2） 						

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和2年4月1日現在

《別記》環境関連法令基準一覧

No.5

法令名等	基準内容																				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<p>○地下水、放流水の水質（3埋立最終処分場）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質検査及び記録について（法第8条第2項ほか） ・地下水・放流水の基準 （一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項） <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">地下水の基準</td> <td style="padding-right: 20px;">月1回</td> <td style="padding-right: 20px;">検査項目</td> <td>全 2項目</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年1回</td> <td>検査項目</td> <td>全25項目</td> </tr> <tr> <td>放流水の基準</td> <td>月1回</td> <td>検査項目</td> <td>全 3項目</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年1回</td> <td>検査項目</td> <td>全43項目</td> </tr> </table> <p>（一般廃棄物の最終処分場の適正化に関する留意事項第2条第2項第1号）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">地下水の基準</td> <td style="padding-right: 20px;">年1回</td> <td style="padding-right: 20px;">検査項目</td> <td>全 4項目</td> </tr> </table> <p>○産業廃棄物（脱水汚泥）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置届（法第15条第1項） （処理能力100 m³以上（法施行令第7条）） ・維持管理基準（法第15条の2の2） ・技術管理者の選任（法第21条） <p>○産業廃棄物（建設作業廃材、工作物廃材）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の処理基準・委託基準（法第12条）順守 <p>○産業廃棄物（医療系産業廃棄物）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の処理基準・委託基準（法第12条）順守 <p>○特別管理産業廃棄物（医療廃棄物）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管基準の順守（法第12条の2第2項） ・運搬又は処分を他人に委託する場合の基準順守（法第12条の2第3項～第5項） ・特別管理産業廃棄物管理者の設置及び資格（法第12条の2第6項、第7項） ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）による適正処理及び記録の保存（5年）（法第12条の3、施行規則第8条の26） 	地下水の基準	月1回	検査項目	全 2項目		年1回	検査項目	全25項目	放流水の基準	月1回	検査項目	全 3項目		年1回	検査項目	全43項目	地下水の基準	年1回	検査項目	全 4項目
地下水の基準	月1回	検査項目	全 2項目																		
	年1回	検査項目	全25項目																		
放流水の基準	月1回	検査項目	全 3項目																		
	年1回	検査項目	全43項目																		
地下水の基準	年1回	検査項目	全 4項目																		
ダイオキシン類対策特別措置法	<p>○一般廃棄物 廃棄物の最終処分場の維持管理（法第25条）</p>																				
道路運送車両法	<p>○公用車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車検の実施と確認 																				
使用済自動車の再資源化等に関する法律	<p>○公用車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済自動車の引渡し 																				
騒音規制法	<p>○特定建設作業関係 （大館市公害防止条例により一部特定作業に上乗せ規制あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定地域内における特定建設作業の届出（法第14条） ・上記作業に伴う騒音規制基準の順守（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚・建告1）） <p>（注）市で直接実施する作業は特定建設作業にあたらぬ。発注工事の場合、規制の対象となりうる</p>																				

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和2年4月1日現在

《別記》環境関連法令基準一覧

No.6

法令名等	基準内容
振動規制法	○特定建設作業関係 <ul style="list-style-type: none"> ・指定地域内における特定建設作業の届出（法第14条） ・上記作業に伴う振動規制基準（法施行規則別表第1）順守 （注）市で直接実施する作業は特定建設作業にあたらぬ。発注工事の場合、規制の対象となりうる
悪臭防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・水路等における悪臭の防止（法第16条）規定遵守
環境基本法	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の責務（法第7条） ・地方公共団体の施策（法第36条）
大館市環境基本条例	<ul style="list-style-type: none"> ・市の責務（条例第4条） ・環境基本計画の策定等（条例第8条）
循環型社会形成推進基本法	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の責務（法第10条） ・地方公共団体の施策（法第32条）
地球温暖化対策の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画の策定、実施、見直し及び実施結果の公表（法第21条）
秋田県地球温暖化対策推進条例	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の責務（条例第4条） ・温室効果ガスの排出の量の把握（条例第8条） ・温室効果ガスの排出抑制計画書の作成および提出（条例第9条） ・環境マネジメントシステムの導入（条例第15条）
資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の責務（法第4条） ・地方公共団体の責務（法第9条） 【参考】建設副産物適正処理要綱
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設資材の定義（法第2条、令第1条） 「コンクリート」「コンクリート及び鉄から成る建設資材」「木材」「アスファルト ・コンクリート」 ・発注者の責務（法第6条） ・地方公共団体の責務（法第8条） ・分別解体等実施義務（法第9条、令第2条） 建築物に係る解体工事： 当該建築物の床面積の合計が80㎡以上 建築物の新築・増築の工事： 当該建築物の床面積の合計が500㎡以上 建築物の新築工事等であって前号に規定する工事に該当しないもの： 請負金額が1億円以上 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事： 請負金額が500万円以上 ・対象建設工事の届出等（法第10条） ・対象建設工事の請負契約に係る書面の作成（法第13条）
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体の責務（法第3条） ・地方公共団体による環境配慮等の状況の公表（法第7条）

6. 計画	1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務	
令和2年4月1日現在	

《別記》環境関連法令基準一覧

No.7

法令名等	基準内容
森林法	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備計画の策定（法第10条の5） ・伐採の届出（法第10条の8、15条、34条の2） ・森林経営計画の策定（法第11条） ・立入調査（法第49条） ・伐採計画の変更命令（法第10条の9） 関係要領：秋田県伐採届出制運用要領 ・森林施業の勧告（法第10条の10） ・森林経営計画の認定（法第11条） 関連要領：秋田県森林施業計画制度運営要領 ・火入れ許可（法第21条）
下水道法	<p>○公共下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理義務（法第3条） ・事業計画の認可（法第4条） ・供用開始の公示（法第9条） ・条例で規定する事項（法第25条） 法第21条（放流水の水質検査）、法第21条の2（発生汚泥等の処理）の規定は、流域下水道として秋田県が管理 <p>○都市下水路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理義務（法第26条） ・管理の基準等（法第28条） 下水道法施行令第18条の規定により年1回以上の浚渫 ・条例規定事項（法第31条）
秋田県流域下水道接続要綱	<p>○公共下水道、特定環境保全公共下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流入下水の水質の報告（要綱第10条） ・特定事業場からの排水水質の報告（要綱第11条）
国等による環境物品等の調達の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の責務（法第4条） ・地方公共団体等による環境物品等の調達の推進（法第10条） ・環境物品等の調達の推進にあたっての配慮（法第11条）
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体及び地方独立行政法人の責務（法第4条） ・地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進（法第11条）
工業用水道事業法大館市工業用水道料金及び手数料条例施行規程	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の測定義務（法第19条、施行令第1条） 「水温」、「濁度」、「水素イオン濃度」 ・水質基準（規程内容） 「水温：常温」、「濁度：20度以下」、「水素イオン濃度：PH5.8～8.0」
環境影響評価法	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価方法書、同意見の概要の受領（法第6条、第9条） ・環境影響評価準備書、同意見の概要の受領（法第15条、第19条） ・知事の要請による方法書及び準備書への意見提出（法第10条、第20条） ・方法書及び準備書の公告及び縦覧への協力（規則第1条、2条、5条、6条） ・事業者への協力（法第49条）他

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み

3 順守義務

令和2年4月1日現在

《別記》環境関連法令基準一覧

No.8

法令名等	基準内容
秋田県環境影響評価条例	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価方法書、同意見の概要の受領（条例第6条、第9条） 環境影響評価準備書、同意見の概要の受領（条例第14条、第18条） 知事の要請による方法書及び準備書への意見提出（条例第10条、第19条） 方法書及び準備書の公告及び縦覧への協力（規則第6条、7条、2条、3条） 事業者への協力（条例第34条）他
医療法	○X線装置関係 <ul style="list-style-type: none"> 設置届（法第15条第3項） 管理者の義務（法施行規則第30条の13） 線量当量限度基準（法施行規則第30条の27）
医薬品医療機器等法 （医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	<ul style="list-style-type: none"> 毒薬、劇薬の表示（法第44条） 貯蔵、陳列の取扱い（法第48条）
肥料取締法	製品の品質を保全するため、成分分析を行う。 （特殊肥料のため、肥料の品質保全の検査についての基準はない。）
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	職場、学校における環境保全の意欲の増進及び環境教育
都市の低炭素化の促進に関する法律	低炭素建築物新築等計画の認定
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	使用済小型電子機器等の再資源化のための分別、認定事業者への引渡し
エネルギーの使用の合理化等に関する法律	建築物のエネルギー管理、定期報告、中長期計画書の提出
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 建築物環境衛生管理基準（法第4条） 建築物環境衛生管理技術者の選任（法第5条） 特定建築物維持管理に関する帳簿書類の備付け（法第10条）
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（法第16条） 簡易点検の実施 機器（室外機）ごとの点検・整備記録の作成、保存 ※廃棄を行った場合、フロン類充填回収業者への引き渡し完了日から3年経過まで有資格者等による定期点検の実施 フロン類算定漏えい量等の報告等（法第19条）
鉱山保安法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> 苛性ソーダ貯蔵槽の管理（法第14条） 鉱山廃棄物の処理（法第18条） 坑排水の処理及び月1回の水質検査（法第19条）
公害防止協定・覚書	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止計画の確認 公害防止対策状況の確認 公害発生時の措置

6. 計画 1. リスク及び機会への取り組み
3 順守義務
令和2年4月1日現在

《別記》環境関連法令基準一覧

No.9

法令名等	基準内容
遊泳用プールの水質基準	<ul style="list-style-type: none"> • 水質基準（第2項） <ul style="list-style-type: none"> 水素イオン濃度 pH5.8~8.6 濃度 2度以下 過マンガン酸カリウム消費量 12 mg/L 以下 遊離残留塩素濃度 0.4 mg/L 以下（10 mg/L 以下が望ましい） 大腸菌 検出されないこと 一般細菌 200CFU/ml 以下 • 維持管理基準（第4項） <ul style="list-style-type: none"> 消毒義務、水温設定、清掃・設備点検や管理方法、管理日誌の作成・保存
水銀による環境の汚染の防止に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> • 水銀使用製品を適正に分別回収するための市町村の責務（法第17条）
健康増進法	<ul style="list-style-type: none"> • 地方公共団体の責務（法第25条） • 総合的かつ効果的な推進及び連携（法第26条） • 敷地内禁煙（第一種）の対象とした施設（法第30条） • 屋内禁煙（第二種）の対象とした施設（法第30条）

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
1 環境目標
令和2年4月1日現在

6.2.1 環境目標

【令和2年度市全体及び部門別の目標一覧：リスク及び機会より】

No.1

環境方針	取り組むリスク及び機会	全体の環境目標	部門別の環境目標	主管課局
環境汚染の防止	森林育成（里山の整備）	リ 平成30年度から令和4年度まで ③ 公有林の除間伐を320kd実施する	1 年間で公有林の除間伐を110ha実施する（計画面積）	林政課
	環境負荷の軽減を考慮した地域産業の育成	リ 創業ネットワークによる支援 ④	2 起業意欲や新技術・新商品を持つ者に支援する（年間8件）	商工課
	環境汚染（大気・水質等）	リ 環境保全活動の推進 ⑤	3 大気や水質等を定期的に測定することで環境の保全を図る	環境課
自然と共生し、安全・安心に暮らせるまちづくり	大規模災害の発生	リ 大規模自然災害が発生した時でも ② 人命の保護が最大限図られる	4 空家等解体撤去費補助金の支給（年間15件）	危機管理課
		感染症予防対策として、令和5年度までに麻疹風疹混合ワクチン接種率を1期98.5%、2期98.0%とする	5 感染症予防対策として、麻疹風疹混合ワクチンの接種率を1期95.0%、2期95.0%とする	健康課
		「事業継続力強化支援計画」による市内企業等への事業継続計画策定推進	6 市内企業等の事業継続計画策定支援（研修会の開催）	商工課
		二線橋及び直轄国道をまたぐ跨道橋の耐震補強を推進する	7 日景町橋の耐震補強を推進する	土木課
		令和3年度末までに、道路改良率を80.0%とする	8 令和2年度末までにおいても道路改良率80.0%を維持する	土木課
		県と連携し、土砂災害区域の把握に努める	9 地元説明会を、2地区以上県と共同開催する	土木課
		毎年度、木造住宅耐震化支援事業の周知を行い、耐震化を推進する	10 市民からの申請による木造住宅耐震診断を、年間で3件以上行う	都市計画課
		毎年度、住宅リフォーム支援事業補助金の活用を推進し、克雪化住宅の普及を図る	11 年間で、住宅リフォーム支援事業補助金の交付を215件以上行う	都市計画課
		都市計画道路網の見直しを実施する	12 都市計画道路網を作成する	都市計画課
		都市計画道路大館中央線の整備	13 令和2年度より電線無電柱化事業に着手する（L=576m）	まちづくり課
		上水道機能の停止を回避する（令和5年度までに耐震化率を64.1%とする）	14 上水道施設の耐震化率を令和2年度で37.2%以上とする	水道課
		令和7年度までに公共下水道普及率を69.3%とする	15 公共下水道普及率を58.3%とする	下水道課
		災害時の避難所として利用できるよう、小中学校の耐震化を図る	16 小中学校を災害時避難所としての利用を図るため、天井、照明器具などの非構造部材の落下防止対策を推進する	教育総務課

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
1 環境目標
令和2年4月1日現在

【令和2年度市全体及び部門別の目標一覧：リスク及び機会より】

No.2

環境方針	取り組むリスク及び機会	全体の環境目標	部門別の環境目標	主管課局
持続可能なまちづくり	交流人口の拡大	リ 交流人口を拡大し、本市への ⑥ 「人・モノ・金」の流入を図る	17 農家民宿や農家体験を通じて、修学旅行生や外国人の受け入れを図る	移住交流課
	移住者の招致	リ 移住者の増加を図ることで、人口 ⑦ 減少を鈍化させるとともに、本市の活性化につなげる	18 移住者の増加と定住化を図る	移住交流課
	少子化に伴う地域の衰退	リ 地域コミュニティ活動を支援し、 ⑧ 人口減少下にあってもコミュニティが維持されるよう努めるとともに地域の活性化につなげる 結婚支援策による年間婚姻数及び出生数の増加	19 地域応援プラン活動実施累計団体数の増加を図る（令和2年度は14団体を目標とする）	企画調整課
			20 結婚支援策を通じた新婚世帯の経済的負担の軽減（利子補給金補助及び支援事業：年間19件）	企画調整課
	ゼロカーボンシティ構築に向けた取組み 異常気象の常態化	リ 2050年までに二酸化炭素排出 ⑪ 量の実質ゼロを目指す ⑫	21 大館市役所の二酸化炭素排出量を対前年度比1%減とする	環境課
			22 環境基本計画を改定する	環境課
	公共施設の老朽化	リ 公共施設個別施設計画で計画して ⑬ いる令和4年度末廃止まで、施設使用に支障がないよう管理する	23 廃止までは必要最小限の修繕等を実施し、施設使用に支障がないよう管理する（高齢者生産活動施設・農村婦人の家）	比内総合支所
	フードロスの削減	リ フードロスの削減 ⑭	24 市民に向けた講習会の開催	市民課
	市民と協働のまちづくり	リ 行政と市民が諸問題の解決に向け ⑮ て協働で取り組む機運を醸成する	25 活力と魅力あるまちづくり活動に取り組む団体を支援する（年間28件）	企画調整課
新たな産業（雇用）の創出	リ 地域で活躍する多様な人材の ⑯ 育成支援 企業誘致の加速化	26 在職者や求職者、高校生の技能向上を目指した資格取得に対し年間で160件支援する	商工課	
		27 年間でサテライトオフィス体験事業を4件実施する	商工課	

6. 計画	2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
1 環境目標	
令和2年4月1日現在	

【令和2年度市全体及び部門別の目標一覧：事務分掌より】

No.1

環境方針	環境側面	全体の環境目標	部門別の環境目標	主管課局
環境汚染の防止	医療廃棄物の排出	A 産業廃棄物（医療系廃棄物）の排出量を把握し、適正な管理（廃棄を含む）を行う	1 産業廃棄物の適正管理	健康課
	認証維持に関する情報提供	B 市内企業のISO14001認証取得・維持を支援する	2 市と市内企業で構成するEMS ネットにおいて、各種事業協力や学習会を開催する	環境課
	EMS実行状況の監視	C 大館市のEMSの取組みについて情報を公開するとともに、職員に周知する	3 市ホームページや庁内ネットワークを活用し、大館市のEMSの取組みについて周知する	環境課
	EMS研修会の実施	D 全職員に対してEMS周知を図り内容の充実に向けた検証を行う	4 新規採用職員に対してEMSの周知徹底を図る	職員課
	騒音・振動・濁水の発生	E 工事等の設計段階から濁水の発生の抑制を図るとともに建設機械の運搬・使用による騒音、振動の低減を図る	5 工事等設計段階での対策型建設機械の採用及び受注者への指導徹底	工事担当課
	建設廃材（廃棄物）の発生 建設リサイクル法の順守	F 工事施工により発生する建設廃材を抑制し、リサイクル化を推進する	6 建設廃材の発生の抑制及びリサイクル化に努める	工事担当課
	家庭ごみ・資源ごみの分別指導・相談対応	G 廃棄物の分別を推進し、ごみの適正処理を図るとともに2020年度までにリサイクル率を21.3%とする	7 令和2年度のリサイクル率を12.39%とする	環境課
	適正分別・減量の啓発		8 ごみの分別・減量を徹底し、1人1日あたりのごみの排出量を990gとする	
	収集運搬業務の委託 し尿等の浄化・減量化		9 し尿・浄化槽汚泥の処理を適切に行い、処理量を把握する	
	ペレットストーブ設置助成	H 地球温暖化対策事業の展開	10 今年度のペレットストーブ助成を3台分実施する	環境課
	環境配慮行動		11 環境配慮行動の実践	職員課
	一般廃棄物の発生（廃棄）	I 毎年度、本庁舎及び三ノ丸庁舎、総合支所の廃棄物発生量を18,500kg以内に抑制する	12 本庁舎 12,300Kg	総務課
			三ノ丸庁舎 860Kg	農政課
		比内総合支所 3,846Kg	比内総合支所	
		田代総合支所 2,600Kg	田代総合支所	
	J 各施設（本庁舎・三ノ丸庁舎・総合支所以外）の廃棄物の分別を推進し、排出抑制のため種別排出量を把握する	13 所管施設における廃棄物分別を実施し、施設利用者に対する排出抑制への協力を依頼する 【取組み施設】 墓園・墓地公園（4）、総合福祉センター、保健センター、まつり・イベント、スポーツ施設（6）、公園・緑地、児童センター・児童館（6）、公民館（12）、青少年ホーム、女性センター、郷土博物館	各施設所管課	

6. 計画	2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
1 環境目標	
令和2年4月1日現在	

【令和2年度市全体及び部門別の目標一覧：事務分掌より】

No.2

環境方針	環境側面	全体の環境目標	部門別の環境目標	主管課局
環境汚染の防止	水の使用	K 毎年度、水の使用量を6,950m ³ 以内に抑える	14 本庁舎 3,000m ³	総務課
			三ノ丸庁舎 456m ³	農政課
		L 各施設（本庁舎・三ノ丸庁舎・総合支所以外）の水を適切に使用し、節水に努める	15 水資源を適切に使用し、節水に努める 【取組み施設】 し尿処理場、総合福祉センター、保健センター、休日夜間急患センター、スポーツ施設（9）、土木課車庫（2）、公園・緑地、まちづくり課事務所、構造改善センター、児童センター・児童館（4）、公民館（11）、あやめ苑、青少年ホーム、女性センター、郷土博物館、鳥潟会館、長走風穴館	比内総合支所 3,260m ³ 田代総合支所 730m ³
	プロパンガスの使用	M 毎年度、プロパンガス使用量を1,150m ³ 以内に抑える	16 期別目標 第1四半期 300m ³ 第2四半期 300m ³ 第3四半期 300m ³ 第4四半期 250m ³	総務課 農政課 田代総合支所 各施設所管課
	紙の使用 再生紙使用・裏紙活用	N 事務用紙の使用量を6,050,000枚以内に維持し、ペーパーレス化を推進する	17 課別目標（単位：枚）	全課・所・局
			総務課 740,000 観光課 137,000 危機管理課 33,500 移住交流課 45,000 企画調整課 253,000 スポーツ振興課 70,000 職員課 66,000 土木課 182,500 財政課 94,000 都市計画課 195,000 管財課 50,000 まちづくり課 120,000 契約検査課 60,000 水道課 275,000 市民課 292,000 下水道課 170,000 保険課 232,000 比内総合支所 62,500 税務課 260,000 田代総合支所 98,000 収納課 100,000 教育総務課 72,600 環境課 50,000 学校教育課 107,000 福祉課 480,000 生涯学習課 537,860 子ども課 350,000 歴史文化課 42,500 長寿課 450,000 会計課 48,400 健康課 300,000 議会事務局 35,000 農政課 231,000 選管事務局 60,000 林政課 156,000 農委事務局 68,000 商工課 61,000 監査事務局 58,000	

6. 計画	2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
1 環境目標	
令和2年4月1日現在	

【令和2年度市全体及び部門別の目標一覧：事務分掌より】

No.3

環境方針	環境側面	全体の環境目標	部門別の環境目標	主管課局
環境汚染の防止	燃料消費量・燃費の把握	O 毎年度、公用車燃料の使用量を91,000L以下に維持する	18 期別目標 第1 四半期 23,000L 第2 四半期 23,000L 第3 四半期 22,000L 第4 四半期 23,000L 上記目標はガソリン及び軽油の使用量とするが、土木課所有の除雪車両の使用量は含まないものとする	公用車保有課
	灯油の使用	P 毎年度、ボイラー・暖房用燃料の使用量を65,000L以下に維持し、使用量低減を図る	19 期別目標 第1 四半期 25,000L 第2 四半期 10,000L 第3 四半期 5,000L 第4 四半期 25,000L 上記目標の対象施設は、本庁舎、三ノ丸庁舎、比内総合支所、田代総合支所 各施設所管課総合支所とするが、その他施設においても節減に努める	総務課、農政課 比内総合支所 田代総合支所 各施設所管課
	グリーン適用商品等の購入	Q 毎年度、環境物品調達基準で指定された物品等の調達割合を90%以上に維持する	20 環境物品調達基準で指定された物品等の調達割合90%以上に維持する	全課・所・局
自然と共生し、安全・安心に暮らせるまちづくり	土のうの収集 現地確認及び投棄物の撤去 搬入車両の監視	R 環境美化活動の推進	21 環境美化活動や不法投棄対策により環境意識の向上に努める	環境課
	基本計画・実施計画等審議 市内施設での汚染土壌浄化	S 環境保全活動の推進	22 市の環境に関する事項を審議する 市外から搬入される特定物質（土壌等）の量や成分を把握する	環境課
	出前講座の開催	T 環境教育・環境学習活動を推進し、機会を提供する	23 教育機関及び各種団体への環境学習（出前講座）を実施し、積極的に学習の機会を提供する	環境課
	環境教育・環境学習		24 大館市子どもサミットを開催し、環境活動項目を決定する	学校教育課
	ごみの資源化促進		25 環境整備に関する事業を実施し、環境意識の向上を図る（花岡公民館）	生涯学習課
	自主事業の開催		26 残業を減らし、職員の精神的及び身体的負担を軽減する	職員課
	職場環境の向上	U 職員の残業を減らし、職場環境の向上を図る		
	市有林・財産区有林の植栽、皆伐、保育	V 令和4年度までに公有林の保育を39.10ha実施する	27 令和2年度保育を19.55ha実施する	管財課
	省エネ設備の導入	W 街灯のLED化に助成し、令和2年度で150基以上の導入を目指す	28 街灯のLED照明導入補助基数を150基とする	市民課
	天然記念物・文化財の保護	X 天然記念物や文化財などの歴史的遺産を保護・育成し、資源として活用する	29 大館市の文化財の保護育成を図る	歴史文化課
水洗化の促進	Y 令和3年度までに浄化槽設置整備基数を350基とする（平成27年度からの7年計画）	30 年間の浄化槽設置基数を40基とする	下水道課	
	Z 令和2年度までに公共下水道による水洗化戸数を13,300戸にする	31 年間の公共下水道水洗化戸数を13,300戸とする	下水道課	

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
1 環境目標
令和2年4月1日現在

【令和2年度市全体及び部門別の目標一覧：事務分掌より】

No.4

環境方針	環境側面	全体の環境目標	部門別の環境目標	主管課局
自然と共生し、安全・安心に暮らせるまちづくり	下水路の浚渫	a 令和2年度までに下水路の浚渫を3,727m実施する	32 年間で下水路の浚渫を110m実施する	土木課
	悪臭の発生 水質汚濁の防止	b 毎年度、都市下水路の浚渫を400m以上実施する	33 年間で、都市下水路の浚渫を400m以上実施する	都市計画課
持続可能なまちづくり	一般廃棄物の発生抑制 イベントの運営 活動周知・普及啓発	c ごみの減量及びリサイクルを推進する	34 年に6回、教育機関で集めたペットボトルキャップを回収し、回収量を把握する	環境課
			35 こでん回収活動を積極的に展開し、年間25,000Kgを回収する	
			36 3Rの周知・普及啓発のための年間行動計画を策定し、実行する	
廃棄物の再利用	d 大館市コンポストセンターで生ごみ、鶏糞、籾殻を合わせて堆肥化する e 比内地鶏鶏糞処理施設で鶏糞、籾殻を合わせて堆肥化する f 選挙用ポスター掲示板の廃材発生を抑制するため、リサイクル化を図る	37 年間で、生ごみ・鶏糞・もみ殻を合わせて1,140tを堆肥化する	農政課	
		38 年間で、鶏糞・もみ殻を合わせて600tを堆肥化する	農政課	
		39 選挙用ポスター掲示板を全てリサイクルする（令和3年4月知事選挙）	選管事務局	
木質燃料の使用	g ペレットボイラーを適切に運転管理して適正温度を保つとともに、燃料（木質ペレット）購入量を把握する h ペレットストーブを適切に管理し、燃料（木質ペレット）購入量を把握する	40 ペレットボイラーを適切に使用し、安全のために機器を点検する 【取組み施設】 本庁舎、秋田犬の里、上川沿公民館、下川沿公民館	各施設所管課	
		41 ペレットストーブを適切に使用して適正な温度維持に努めるとともに、清掃や灰の管理を行う 【取組み施設】 本庁舎、たしろの里、十二所体育館、高齢者生産活動施設 田代総合支所、長木川河川緑地管理棟、 釈迦内児童センター、真中公民館、十二所公民館、	各施設所管課	

※令和元年度より、「地球温暖化対策の推進に関する法律」「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」における本市所管施設のエネルギー消費量把握との二重管理を防ぐため、所管課ごとの目標設定を廃止し、全庁単位の消費目標を設定しています。なお、「全庁」とは「庁舎」として使用する以下の4施設を指し、使用量は上記法に基づく報告のため導入した「算定システム」により把握します。また、公用車両などの使用燃料（ガソリン・軽油及び走行距離）についても同システムにより把握します。

【消費量を把握する庁舎等】（プロパンガス、暖房用燃料）

- ・大館市役所本庁舎
- ・三ノ丸庁舎
- ・比内総合支所
- ・田代総合支所

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
令和2年4月1日現在

6. 2. 2 環境目標を達成するための取組みの計画策定

【取組み計画一覧】

No. 1

全体の環境目標	部門別の環境目標	具体的取組み事項	主管課 (部署)	責任者 (推進委員)
		令和2年4月～令和3年3月		
リ 平成30年度から令和4年度まで ③ 公有林の除間伐を320ka実施する	1 年間で公有林の除間伐を110ha実施する(計画面積)	・公有林の除間伐の実施	林政課	林政課長
リ 創業ネットワークによる支援 ④	2 起業意欲や新技術・新商品を持つ者に支援する(年間8件)	・創業支援ネットワークでの情報共有 ・商工会議所・商工会との連携による経営指導、補助金交付による多面的支援 ・問い合わせへの対応	商工課	商工課長
リ 環境保全活動の推進 ⑤	3 大気や水質等を定期的に測定することで環境の保全を図る	・水質調査を実施する(河川・工業団地・管内主要下水路) ・年1回自動車騒音常時監視を実施する ・年1回酸性雪調査を実施する ・空間放射線量の測定を定期的に実施する(四半期ごと) ・放射性物質の搬入立ち合い(随時)	環境課	環境課長
リ 大規模自然災害が発生した時でも ② 人命の保護が最大限図られる	4 空家等解体撤去費補助金の支給(年間15件)	・空家等の所有者等に適正な維持管理を依頼する(随時) ・空家等に対する相談への対応 ・空家等解体撤去費補助金の交付	危機管理課	危機管理課長
感染症予防対策として、令和5年度までに麻疹風疹混合ワクチン接種率を1期98.5%、2期98.0%とする	5 感染症予防対策として、麻疹風疹混合ワクチンの接種率を1期95.0%、2期95.0%とする	・健康ガイド、ホームページによる周知 ・対象者、未接種者への予防接種勧奨通知(毎月) ・保育園を通しての周知(半期目標 1期35%、2期60%)	健康課	健康課長
「事業継続力強化支援計画」による市内企業等への事業継続計画策定支援	6 市内企業等の事業継続計画策定支援(研修会の開催)	・商工会議所・商工会との連携による市内企業等への情報周知や研修実施、策定支援 ・問い合わせへの対応	商工課	商工課長
こ線橋及び直轄国道をまたぐ跨道橋の耐震補強を推進する	7 日景町橋の耐震補強を推進する	・国との占用工事前協議 ・工事発注、進捗段階確認、完成検査 ・設計図書への遵守事項明示、契約書への綴り込み	土木課	土木課長
令和3年度末までに、道路改良率を80.0%とする	8 令和2年度末までにおいても、道路改良率80.0%を維持する	・要望に基づく施工箇所の選定 ・工事の発注、進捗段階確認、完成検査 ・設計図書への遵守事項明示、契約書への綴り込み	土木課	土木課長

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
令和2年4月1日現在

【取組み計画一覧】

No.2

全体の環境目標	部門別の環境目標	具体的取組み事項	主管課 (部署)	責任者 (推進委員)	
		令和2年4月～令和3年3月			
リ ② 県と連携し、土砂災害区域の把握に努める	9 地元説明会を、2地区以上県と共同開催する	<ul style="list-style-type: none"> 県と連携した土砂災害警戒区域の把握 地元説明会の開催（県との共同事業） 土砂災害警戒区域のパトロール 	土木課	土木課長	
	10 毎年度、木造住宅耐震化支援事業の周知を行い、耐震化を推進する	市民からの申請による木造住宅耐震診断を、年間で3件以上行う	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震化支援事業の周知 住宅耐震化等の問い合わせへの対応 耐震診断申請受付及び診断業務実施 	都市計画課	都市計画課長
	11 毎年度、住宅リフォーム支援事業補助金の活用を推進し、克雪化住宅の普及を図る	年間、住宅リフォーム支援事業補助金の交付を215件以上行う	<ul style="list-style-type: none"> 住宅リフォーム支援事業の周知 住宅リフォームへの問い合わせ対応 補助金の支給手続き及び交付 	都市計画課	都市計画課長
	12 都市計画道路網の見直しを実施する	都市計画道路網を作成する	<ul style="list-style-type: none"> 変更図書の発注、作成 都市計画審議会の開催と計画道路の承認 都市計画道路の告示 	都市計画課	都市計画課長
	13 都市計画道路大館中央線の整備	令和2年度より電線無電柱化事業に着手する（L=576m）	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協議 支障物件移転承認 実施設計書の精査 	まちづくり課	まちづくり課長
	14 上水道機能の停止を回避する（令和5年度までに耐震化率を64.1%とする）	上水道施設の耐震化率を令和2年度で37.2%以上とする	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断調査の依頼 耐震診断調査の進捗確認 調査結果の報告 	水道課	水道課長
	15 令和7年度までに公共下水道普及率を69.3%とする	公共下水道普及率を58.3%とする	<ul style="list-style-type: none"> 下水道工事の発注及び管理 	下水道課	下水道課長
	16 災害時の避難所として利用できるよう、小中学校の耐震化を図る	小中学校を災害時避難所としての利用を図るため、天井、照明器具などの非構造部材の落下防止対策を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 学校敷地内の巡回 危険箇所への立入禁止及び注意喚起 問い合わせへの対応 対策工事の発注、完了検査 	教育総務課	教育総務課長
リ ⑥ 交流人口を拡大し、本市への「人・モノ・金」の流入を図る	17 農家民宿や農家体験を通じて、修学旅行生や外国人の受け入れを図る	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れ母体となる「大館市まるごと体験推進協議会」の運営・支援 体験メニューのPR活動及び招致活動 受け入れ時の支援 HP等での情報発信 	移住交流課	移住交流課長	
リ ⑦ 移住者の増加を図ることで、人口減少を鈍化させるとともに、本市の活性化につなげる	18 移住者の増加と定住化を図る	<ul style="list-style-type: none"> 移住相談会等を人口密集地で開催する HPやSNS、紙媒体等で本市の魅力を発信する 移住者の交流会である「おおだて人の会」の企画及び運営を行う ふるさとワーキングホリデー事業を実施する 	移住交流課	移住交流課長	

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
令和2年4月1日現在

【取組み計画一覧】

No.3

全体の環境目標	部門別の環境目標	具体的取組み事項	主管課 (部署)	責任者 (推進委員)
		令和2年4月～令和3年3月		
リ ⑧ 地域コミュニティ活動を支援し、人口減少下にあってもコミュニティが維持されるよう努めるとともに地域の活性化につなげる	19 地域応援プラン活動実施累計団体数の増加を図る(令和2年度は14団体を目標とする)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報等を通じた地域応援プランの周知 ・地域が抱える課題解決に向けた協働取組み 	企画調整課	企画調整課長
	20 結婚支援策による年間婚姻数及び出生数の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・「結婚新生活スタートアップ事業」「プライダル資金利子補給事業」への取組み 	企画調整課	企画調整課長
リ ⑪ ⑫ 2050年度までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す	21 大館市役所の二酸化炭素排出量を対前年度比1%減とする	<ul style="list-style-type: none"> ・各課へのエネルギー報告依頼 ・四半期ごとの集計作業 ・エネルギー管理委員会での報告、検討 ・排出量の公表及び会議内容周知による啓蒙 	環境課	環境課長
	22 環境基本計画を改定する	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の実施 ・SDGs、気候変動適応関連の動向調査 ・検討会議、市民会議開催 ・計画の改定作業 	環境課	環境課長
リ ⑬ 公共施設個別施設計画で計画している令和4年度末廃止まで、施設使用に支障がないよう管理する	23 廃止までは必要最小限の修繕等を実施し、施設使用に支障がないよう管理する(高齢者生産活動施設・農村婦人の家)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用不可、大規模改修を避けるための最小限修繕の実施 ・地元への譲渡検討 ・廃止決定後の解体実施 	比内総合支所	比内総合支所支所長補佐
リ ⑭ フードロスの削減	24 市民に向けた講習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等での啓蒙活動 	市民課	市民課長
リ ⑮ 行政と市民が諸問題の解決に向けて協働で取り組む機運を醸成する	25 活力と魅力あるまちづくり活動に取り組む団体を支援する(年間28件)	<ul style="list-style-type: none"> ・活用件数を増やすための広報 ・活動内容の審査(よりよいまちづくりへ) ・町内会等への備品整備に対する支援 	企画調整課	企画調整課長
リ ⑯ 地域で活躍する多様な人材の育成支援	26 在職者や求職者、高校生の技術向上を目指した資格取得に対し、年間で160件支援する	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連動による事業周知 ・積極的な申請支援 ・問い合わせへの対応 	商工課	商工課長
企業誘致の加速化	27 年間でサテライトオフィス体験事業を4件実施する	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏企業等に対する情報発信 ・情報関連産業への誘致促進 ・問い合わせへの対応 	商工課	商工課長

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
令和2年4月1日現在

【取組み計画一覧】

No.4

全体の環境目標	部門別の環境目標	具体的取組み事項	主管課 (部署)	責任者 (推進委員)
		令和2年4月～令和3年3月		
A 産業廃棄物（医療系廃棄物）の排出量を把握し、適正な管理（廃棄を含む）を行う	1 産業廃棄物（医療系廃棄物）の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物に準じた取扱いとする マニフェストにより適正に管理する 医療廃棄物管理簿により、管理・保管を適正に行う 処理量を記録する 	健康課	健康課長
B 市内企業のISO14001 認証取得 ・維持を支援する	2 市と市内企業で構成するEMS ネットにおいて、各種事業協力や学習会を開催し、ISO 関連の情報を共有する	<ul style="list-style-type: none"> 大館市EMSネットの運営 環境マネジメントシステムの運用、改善等に関する相互支援 エコフェアへの出展 事業所独自の環境事業への支援 	環境課	環境課長
C 大館市のEMSの取組みについて情報を公開するとともに、職員に周知する	3 市ホームページや庁内ネットワークを活用し、大館市のEMSの取組みについて周知する	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理マニュアル等をホームページに掲載する 環境マネジメントシステム実施状況の公表 職員向けに環境マネジメントシステム通信を発行し、情報提供を行う 各種手続きについて周知する 	環境課	環境課長
D 全職員に対してEMS周知を図り内容の充実に向けた検証を行う	4 新規採用職員に対してEMSの周知徹底を図る	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員にEMSの研修を行う 	職員課	職員課長
E 工事等の設計段階から濁水の発生の抑制を図るとともに建設機械の運搬・使用による騒音、振動の低減を図る	5 工事等設計段階での対策型建設建設機械の採用及び受注者への指導徹底	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階での濁水対策の計画と対策型建設機械による施工 工事期間中の定期的な巡回指導 設計図書に順守事項を明示し契約書に綴じ込む 	土木課 都市計画課 まちづくり課 水道課 下水道課 教育総務課	土木課長 都市計画課長 まちづくり課長 水道課長 下水道課長 教育総務課長
F 工事施工により発生する建設廃材を抑制し、リサイクル化を推進する	6 建設廃材の発生の抑制及びリサイクル化に努める	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階での検討と処分費用の適正な計上 建設廃材の再利用等の適正な処理の徹底 工事期間中の定期的な巡回指導 設計図書に順守事項を明示し契約書に綴じ込む 	土木課 都市計画課 まちづくり課 水道課 下水道課 教育総務課	土木課長 都市計画課長 まちづくり課長 水道課長 下水道課長 教育総務課長
G 廃棄物の分別を推進し、ごみの適正処理を図るとともに2020年度までにリサイクル率を21.3%とする	7 令和2年度のリサイクル率を12.39%とする	<ul style="list-style-type: none"> 転入者、未配布者への新分別表配布 ごでん回収量の増加対策 雑がみ類の品目追加の周知、広報 ペットボトル分別適合品の周知 脱水汚泥の再資源化量の把握 	環境課	環境課長

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
令和2年4月1日現在

【取組み計画一覧】

No.5

全体の環境目標	部門別の環境目標	具体的取組み事項	主管課 (部署)	責任者 (推進委員)
		令和2年4月～令和3年3月		
G 廃棄物の分別を推進し、ごみの適正処理を図るとともに2020年度までにリサイクル率を21.3%とする	8 ごみの分別・減量を徹底し、1人1日あたりのごみの排出量を990gとする	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみの日」カレンダーを各世帯に配布し励行させる ・ごみの分別、減量化に関する広報を行う ・分別項目ごとに、毎月のごみ収集量を集計する ・処理施設に搬入される一般廃棄物の分別状況を監視する ・水切り、マイバッグ、食べきり運動の推進 	環境課	環境課長
	9 し尿・浄化槽汚泥の処理を適切に行い、処理量を把握する	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運転 ・し尿・浄化槽汚泥の処理量を把握する ・汚泥・し渣の定期的処分 		
H 地球温暖化対策事業の展開	10 今年度のペレットストーブ助成を3台分実施する	<ul style="list-style-type: none"> ・助成制度の周知 ・問い合わせへの対応 ・助成手続き ・既設置者へのアンケート実施 	環境課	環境課長
	11 環境配慮行動の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズの実施 ・ウォームビズの実施 	職員課	職員課長
I 毎年度、本庁舎及び三ノ丸庁舎、総合支所の廃棄物発生量を18,500kg以内に抑制する	12 対象施設ごとに定める排出量以内に抑制する (施設ごとの目標値は全体及び部門別の環境目標に記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量、資源化のため事務用紙、封筒類を中心に再利用、分別を徹底する ・自動販売機の設置者に空き瓶、空き缶の回収とそのリサイクルを義務づける 	総務課 農政課 比内総合支所 田代総合支所	総務課長 農政課長 比内総合支所長補佐 田代総合支所長補佐
J 各施設(本庁舎・三ノ丸庁舎・総合支所以外)の廃棄物の分別を推進し、排出抑制のため種別排出量を把握する	13 対象施設ごとに定める排出量以内に抑制する	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量、資源化のため事務用紙、封筒類を中心に再利用、分別を徹底する ・利用者へのごみの持ち帰りを呼び掛けるとともに、排出量を把握する ・自動販売機の設置者に空き瓶、空き缶の回収とそのリサイクルを義務づける 	各施設所管課	各施設所管課長
K 毎年度、水の使用量を6,950m ³ 以内に抑える	14 対象施設ごとに定める使用量以内に抑制する (施設ごとの目標値は全体及び部門別の環境目標に記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管等設備機器の点検整備の徹底 ・水道水の使用管理の徹底 ・漏水の予防、早期発見に努め、被害を最小限にするとともに原因を究明し、再発を防ぐ 	総務課 農政課 比内総合支所 田代総合支所	総務課長 農政課長 比内総合支所長補佐 田代総合支所長補佐
L 各施設(本庁舎、三ノ丸庁舎、総合支所以外)の水を適切に使用し、節水に努める	15 水資源を適切に使用し、節水に努める	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管等設備機器の点検整備の徹底 ・水道水の使用管理の徹底 ・漏水の予防、早期発見に努め、被害を最小限にするとともに原因を究明し、再発を防ぐ 	各施設所管課	各施設所管課長

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
令和2年4月1日現在

【取組み計画一覧】

No.6

全体の環境目標	部門別の環境目標	具体的取組み事項	主管課 (部署)	責任者 (推進委員)
		令和2年4月～令和3年3月		
M 毎年度、プロパンガスの使用量を1,150m ³ 以内に抑える	16 対象施設ごとに定める使用量以内に抑制する (四半期ごとに全庁目標設定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス配管等の設備機器の点検整備の徹底 ・ガス器具の使用管理の徹底 ・使用終了後の元栓閉栓を徹底させる 	総務課 農政課 田代総合支所	総務課長 農政課長 田代総合支所長補佐
N 事務用紙の使用量を6,050,000枚以内に維持し、ペーパーレス化を推進する	17 部門ごとに定めた使用量以内に抑制する (部門ごとの目標値は全体及び部門別の環境目標に記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理システムの活用 ・両面印刷による節制、使用済み用紙の裏面利用の励行 ・配布物印刷数量の精査の徹底 ・iPad(企画調整課所有)の利活用 	全課・所・局	当該部門に定める推進委員
O 毎年度、公用車燃料の使用量を91,000L以下に維持する	18 部門ごとに定めた使用量以内に抑制する (四半期ごとに全庁目標設定)	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の使用管理の徹底 ・不急時のアイドリングストップ実施、アクセルのペタ踏みを控える等、環境に優しい運転を心がける ・月ごとの走行距離・燃費(電費)を把握する 	公用車保有課	公用車を保有する部門の推進委員
P 毎年度、ボイラー・暖房用燃料の使用量を65,000L以下に維持し、使用量低減を図る	19 対象施設ごとに定めた使用量以内に抑制する (四半期ごとに全庁目標設定)	<ul style="list-style-type: none"> ・暖房設定温度を適正に管理するとともに、使用量を把握する ・給油時の事故発生に留意する ・配管やタンク、防油堤を含む周辺設備の点検を確実にし、予測できる事故等を防ぐ 	総務課 農政課 比内総合支所 田代総合支所	総務課長 農政課長 比内総合支所長補佐 田代総合支所長補佐
Q 毎年度、環境物品調達基準で指定された物品等の調達割合を90%以上に維持する	20 環境調達基準で指定された物品等の調達割合を90%以上に維持する	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入運用基準による推奨物品及び廃棄時に環境負荷の少ない物品を選択する ・できる限り市内物品調達登録業者より購入し、地域経済の振興に資する 	全課・所・局	当該部門に定める推進委員
R 環境美化活動の推進	21 環境美化活動や不法投棄対策により、環境意識の向上に努める	<ul style="list-style-type: none"> ・市内一斉清掃や環境美化活動(クリーンアップ等)を支援する ・不法投棄対策監視員を任命し、不法投棄を防止する ・カラス被害対策を実施する ・ごみ搬入監視 	環境課	環境課長
S 環境保全活動の推進	22 市の環境に関する事項を審議する 市外から搬入される特定物質(土壌等)の量や成分を把握する	<ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会の開催 ・特定物質(汚染土壌、市外からの一般廃棄物)の搬入を監視・記録する 	環境課	環境課長
T 環境教育・環境学習活動を推進し、機会を提供する	23 教育機関及び各種団体への環境学習(出前講座)を実施し、積極的に学習の機会を提供する	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の実施 ・施設見学の受付 ・教育機関で行う環境学習に協力し、関連情報を提供する ・こどもエコクラブへの登録の募集・支援 	環境課	環境課長

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
令和2年4月1日現在

【取組み計画一覧】

No. 7

全体の環境目標	部門別の環境目標	具体的取組み事項	主管課 (部署)	責任者 (推進委員)
		令和2年4月～令和3年3月		
T 環境教育・環境学習活動を推進し、機会を提供する	24 大館市子どもサミットを開催し環境活動項目を決定する	<ul style="list-style-type: none"> 子どもサミットの開催 ペットボトルキャップ回収への協力とクリーンアップ活動 	学校教育課	学校教育課長
	25 環境整備に関する事業を実施し環境意識の向上を図る(花岡公民館)	<ul style="list-style-type: none"> 花いっぱい運動を通じた学ぶ機会の提供 	生涯学習課	生涯学習課長
U 職員の残業を減らし、職場環境の向上を図る	26 残業を減らし、職員の精神的及び身体的負担を軽減する	<ul style="list-style-type: none"> ノー残業デーの実施 	職員課	職員課長
V 令和4年度までに公有林の保育を39.10ha実施する	27 令和2年度保育を19.55ha実施する	<ul style="list-style-type: none"> 保育対象林の選定、林齢に見合う保育実施 植栽後7年生までは下刈り実施 	管財課	管財課長
W 街灯のLED化に助成し、令和2年度で150基以上の導入を目指す	28 街灯のLED照明導入補助基数を150基とする	<ul style="list-style-type: none"> 街灯設置基数の把握 補助事業を広報する 	市民課	市民課長
X 天然記念物や文化財などの歴史的遺産を保護・育成し、資源として活用する	29 大館市の文化財の保護育成を図る	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護審議会の開催 文化財の調査 自然教室などの環境学習イベントの開催 	歴史文化課	歴史文化課長
Y 令和3年度までに浄化槽設置整備基数を350基とする(平成27年度からの7年計画)	30 年間の浄化槽設置基数を40基とする	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設置整備補助事業の実施 浄化槽設置整備補助金の交付 浄化槽設置検査の実施 	下水道課	下水道課長
Z 令和2年度までに公共下水道による水洗化戸数を13,300戸とする	31 年間の公共下水道水洗化戸数を13,300戸とする	<ul style="list-style-type: none"> 下水道に関する情報を市広報等に掲載 未水洗化世帯への訪問等による水洗化促進活動の実施 融資あっせん制度の利用促進 	下水道課	下水道課長
a 令和2年度までに下水路の浚渫を3,727m実施する	32 年間で下水路の浚渫を110m実施する	<ul style="list-style-type: none"> 浚渫委託の設計、発注、完成検査 設計図書への遵守事項明示及び契約書への綴り込み 	土木課	土木課長
b 毎年度、都市下水路の浚渫を400m以上実施する	33 年間で、都市下水路の浚渫を400m以上実施する	<ul style="list-style-type: none"> 都市下水路浚渫委託の発注 都市下水路浚渫委託の進捗段階確認 都市下水路の浚渫委託の完成検査 	都市計画課	都市計画課長
c ごみの減量及びリサイクルを推進する	34 年に6回、教育機関で集めたペットボトルキャップを回収し回収量を把握する	<ul style="list-style-type: none"> 教育機関からペットボトルキャップを回収する ペットボトルキャップの回収量を把握する 分別団体、受け入れ企業との連絡・調整 大館市子どもサミットとの調整 	環境課	環境課長

6. 計画 2. 環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
令和2年4月1日現在

【取組み計画一覧】

No.8

全体の環境目標	部門別の環境目標	具体的取組み事項	主管課 (部署)	責任者 (推進委員)
		令和2年4月～令和3年3月		
c こみの減量及びリサイクルを推進する	35 こでん回収活動を積極的に展開し、年間25,000Kgを回収する	<ul style="list-style-type: none"> ・こでん回収量を把握する ・こでん回収の取組みを市民にPRする ・教育機関での回収事業を継続する 	環境課	環境課長
	36 3Rの周知・普及啓発のための年間行動計画を策定し、実行する	<ul style="list-style-type: none"> ・大館市エコプラザで実施する環境講座やイベントの周知 ・大館市エコプラザの利用促進に関連した広報記事の掲載 ・大館市エコフェアでの3R周知 ・各種イベントの動員数把握 		
d 大館市コンポストセンターで生ごみ、鶏糞、籾殻を合わせて堆肥化する	37 年間で生ごみ、鶏糞、籾殻を合わせて1,140tを堆肥化する	<ul style="list-style-type: none"> ・大館市コンポストセンターの管理運営、処理量の把握 	農政課	農政課長
e 比内地鶏鶏糞処理施設で鶏糞、籾殻を合わせて堆肥化する	38 年間で鶏糞、籾殻を合わせて600tを堆肥化する	<ul style="list-style-type: none"> ・大館市比内地鶏鶏糞処理施設の管理運営、処理量の把握 	農政課	農政課長
f 選挙用ポスター掲示板の廃材発生を抑制するため、リサイクル化を図る	39 選挙用ポスター掲示板を全てリサイクルする	<ul style="list-style-type: none"> ・再生紙ボードを使用した選挙用ポスター掲示板を設置する 秋田県知事選挙 449箇所 	選管事務局	選管事務局次長
g ペレットボイラーを適切に運転管理して適正温度を保つとともに燃料(木質ペレット)購入量を把握する	40 ペレットボイラーを適切に使用し、安全のために機器を点検する	<ul style="list-style-type: none"> ・暖房設定温度を適切に管理し、こまめに換気する ・薬剤使用の記録をつける ・木質燃料(ペレット)の購入量を把握する 	総務課 観光課 生涯学習課	総務課長 観光課長 生涯学習課長
		<ul style="list-style-type: none"> ・室温を把握し、こまめな換気や灰の管理を行う ・燃焼や消火時の状況に留意し、適切な使用を心がける ・木質燃料(ペレット)の購入量を把握する 	総務課 福祉課 スポーツ振興課 都市計画課 比内総合支所 田代総合支所 生涯学習課	総務課長 福祉課長 スポーツ振興課長 都市計画課長 比内総合支所長補佐 田代総合支所長補佐 生涯学習課長
h ペレットストーブを適切に管理し、燃料(木質ペレット)購入量を把握する	41 ペレットストーブを適切に使用して適正な温度維持に努めるとともに、清掃や灰の管理を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・室温を把握し、こまめな換気や灰の管理を行う ・燃焼や消火時の状況に留意し、適切な使用を心がける ・木質燃料(ペレット)の購入量を把握する 	総務課 福祉課 スポーツ振興課 都市計画課 比内総合支所 田代総合支所 生涯学習課	総務課長 福祉課長 スポーツ振興課長 都市計画課長 比内総合支所長補佐 田代総合支所長補佐 生涯学習課長

7. 支援 2. 力量
最新改定日 令和2年4月1日

7.2 力量

令和2年度対象者別力量要件一覧

力量を必要とする者	力量があることの要件			
	公的資格	教育・訓練	講習受講	経験年数
実行部門の長、環境推進委員、環境実行委員		○		
新規採用職員		○	○	
所属職員（会計年度任用職員を含む）		○		
順守評価を行う者（環境実行委員あるいは担当者）	(○)	○		(○)
内部監査員			○	

※力量を備えるための研修名及びその目的・内容は、環境管理マニュアルP20に記載しています。

令和2年度事業・業務別力量要件一覧

No.1

力量を必要とする事業及び業務			力量があることの要件		
			公的機関によるもの		組織で行う 教育・訓練
所管課	対象施設等	事業及び業務[資格等]	公的資格	講習受講	
施設所管課共通	P18～19参照	防火管理者の設置		○	
総務課	本庁舎	特定建築物の維持管理業務[衛生管理技術者]	○		
		ボイラー維持管理業務[ボイラー技士]	○		
市民課	小柄沢墓園	浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		
環境課	し尿処理場	施設の運転[し尿・汚泥再生処理施設技術管理士]		○	
		特定化学物質取扱い業務[作業主任者]		○	○
	粗大ごみ処理場	施設の維持管理[廃棄物処理施設技術管理者]		○	
		浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		
	最終処分場（3）	廃棄物処理施設維持管理業務[技術管理者]		○	
特定化学物質取扱い業務[作業主任者（1）]			○	○	
福祉課	総合福祉センター	ボイラー用灯油地下貯蔵タンク[保安責任者]	○	○	
子ども課	松峰児童館	浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		
健康課	急患センター	医療廃棄物管理業務			○
農政課	コンポストセンター	施設の維持管理[廃棄物処理施設技術管理者]		○	
		浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		
	比内地鶏糞処理施設	施設の維持管理[廃棄物処理施設技術管理者]		○	
		浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		
林政課	市民の森休憩所	浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		
観光課	ベニヤマ自然パーク	浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		
スポーツ振興課	花岡総合スポーツ公園	灯油地下貯蔵タンク[保安責任者]	○	○	
		浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		
	体育館（3）	浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		

※対象施設の内訳は、P18～34の該当項目を参照してください。

7. 支援 2. 力量

最新改定日 令和2年4月1日

7.2 力量

令和2年度事業・業務別力量要件一覧

No.2

力量を必要とする事業及び業務			力量があることの要件		
			公的機関によるもの	講習受講	組織で行う教育・訓練
所管課	対象施設等	事業及び業務[資格等]	公的資格		
都市計画課	市営住宅(4)	浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		
	米代川河川緑地	浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		
水道課	上水道施設全般	施設管理全般[水道技術管理者]		○	
	山館浄水場	特定化学物質取扱い業務[作業主任者]		○	○
		浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		
下水道課	農業集落排水施設	施設運転管理業務[浄化槽技術管理者(8)]	○		
		施設運転管理業務[浄化槽管理士(3)]	○		
比内総合支所	比内総合支所	ボイラー用灯油地下貯蔵タンク[危険物取扱者]	○		
		特定建築物の維持管理業務[衛生管理技術者]	○		
田代総合支所	田代総合支所	特定建築物の維持管理業務[衛生管理技術者]	○		
	五色湖緑地公園	浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士(2)]	○		
	五色湖口ッジ	浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		
生涯学習課	有浦児童会館	浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		
	勤労青少年ホーム	浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		
	公民館(2)	ボイラー用灯油地下貯蔵タンク[保安責任者]	○	○	
	公民館(4)	浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		
歴史文化課	郷土博物館	特定建築物の維持管理業務[衛生管理技術者]	○		
		浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		
	鳥潟会館	浄化槽維持管理業務[浄化槽管理士]	○		
環境課	市長事務部局施設	施設のエネルギー管理		○	
教育総務課	教育委員会所管施設	[エネルギー管理企画推進者]			

※対象施設の内訳は、P18～34の該当項目を参照してください。

8. 運用 1. 運用の計画及び管理

令和2年4月1日現在

8.1 運用の計画及び管理
令和2年度運用管理対象実施項目一覧

【1. 環境目標関連】

No.1

実施項目	主管課等	運用基準、作業手順書等
リスク及び機会での取り組む事務・事業全般の運用	対象課等	<ul style="list-style-type: none"> 年間事業（行動）計画 工事記録簿等
A 産業廃棄物（医療系廃棄物）の排出量を把握し、適正な管理を行う	健康課	<ul style="list-style-type: none"> 医療廃棄物の管理手順書 医療廃棄物管理簿
B 市内企業のISO14001認証取得・維持を支援する	環境課	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画
C 大館市のEMSの情報公開及び周知	環境課	<ul style="list-style-type: none"> 年間計画
D 全職員に対するEMSの周知及び内容の検証	職員課	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画
E 工事等の設計段階から濁水の発生を抑制するとともに、建設機械の運搬、使用による騒音、振動の低減を図る	各工事担当課	<ul style="list-style-type: none"> 発注工事に伴う濁水、騒音、振動の発生低減手順書
F 工事施工により発生する建設廃材を抑制しリサイクル化を推進する	各工事担当課	<ul style="list-style-type: none"> 発注工事に伴う建設廃材の発生抑制、リサイクル手順書
G 廃棄物の分別を推進し、ごみの適正処理を図るとともに2020年度までにリサイクル率を21.3%とする	環境課	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理実施計画 分別収集の徹底に関する手順書 し尿・浄化槽汚泥の適正処理手順書
H 地球温暖化対策事業の展開	環境課	<ul style="list-style-type: none"> ペレットストーブ設置費補助金交付要綱
	職員課	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画
I 一般廃棄物の抑制 〔毎年度、本庁舎及び三ノ丸庁舎、総合支所の廃棄物発生量を18,500kg以内に抑制する〕	総務課 比内総合支所 田代総合支所 農政課	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物削減・リサイクル手順書
J 各施設等の一般廃棄物の抑制 〔各施設（本庁舎、三ノ丸庁舎、総合支所以外）の廃棄物分別を推進し、排出抑制のため種別排出量を把握する〕	各施設所管課	<ul style="list-style-type: none"> 各施設に関する廃棄物削減（抑制）手順書
K 水の使用量の抑制 〔毎年度、使用量を6,950m ³ 以内に抑える〕	総務課 農政課 比内総合支所 田代総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 水道水使用量削減（抑制）手順書

8. 運用 1. 運用の計画及び管理

令和2年4月1日現在

令和2年度運用管理対象実施項目一覧

【1. 環境目標関連】

No.2

No.	実施項目	主管課等	運用基準、作業手順書等
L	各施設等の水の使用量の抑制 〔各施設（本庁舎、三ノ丸庁舎、総合支所以外）の水を適切に使用し、節水に努める〕	各施設所管課	・水道水使用量削減（抑制）手順書
M	プロパンガスの使用量抑制 〔毎年度、使用量を1,150m ³ 以内に抑える〕	総務課 農政課 田代総合支所	・プロパンガス使用量削減手順書
N	事務用紙使用量の抑制 〔使用量を6,050,000枚以内に維持し、ペーパーレス化を推進する〕	全課等	・事務用紙使用量削減手順書
O	公用車燃料使用量の抑制 〔毎年度、使用量を91,000L以下に維持する〕	公用車保有課	・公用車燃料使用量削減手順書
P	ボイラー・暖房用燃料使用量の抑制 〔毎年度、使用量を65,000L以下に維持し、使用量低減を図る〕	総務課 農政課 比内総合支所 田代総合支所	・本庁舎、三ノ丸庁舎、各総合支所に関する灯油使用量削減手順書 ・本庁舎、比内総合支所ボイラー運転手順書 ・各施設に関する灯油使用量削減（抑制）手順書
Q	グリーン購入の推進 〔毎年度、環境物品調達基準で指定された物品の調達割合を90%以上に維持する〕	全課等	・大館市環境物品等の調達の推進等に関する要綱 ・グリーン購入推進手順書 ・環境物品等の選択基準、環境物品等推奨品リスト
R	環境美化活動の推進	環境課	・大館市環境基本計画 ・実施計画
S	環境保全活動の推進	環境課	・大館市環境基本計画 ・実施計画
T	環境教育・環境学習の促進	環境課 学校教育課 生涯学習課	・実施計画 ・環境教育・環境学習手順書（環境課） ・実施計画
U	職場環境の向上	職員課	・職場環境の向上と環境配慮行動手順書
V	市有林・財産区有林の保育	管財課	・実施計画、森林経営計画
W	省エネ設備の導入	市民課	・大館市街灯のLED照明導入補助に関する実施手順書
X	天然記念物と文化財の保護	歴史文化課	・実施計画

8. 運用 1. 運用の計画及び管理

令和2年4月1日現在

令和2年度運用管理対象実施項目一覧

【1. 環境目標関連】

No.3

No.	実施項目	主管課等	運用基準、作業手順書等
Y	合併処理浄化槽設置の普及促進 〔令和3年度までに350基（平成27年度からの7カ年計画）〕	下水道課	・大館市地域循環型社会推進地域計画
Z	公共下水道による水洗化戸数促進 （令和2年度までに13,300戸）	下水道課	・大館市公共下水道整備年度計画書
a	下水路の浚渫	土木課	・下水路整備計画調書
b	都市下水路の浚渫 （毎年度、400m以上実施）	都市計画課	・都市下水路浚渫計画
c	ごみの減量及びリサイクルの推進を図る	環境課	・ごみの減量、リサイクル推進手順書（こでん、3R ペットボトルキャップ） ・一般廃棄物処理実施計画（こでん）
d	大館市コンポストセンターで生ごみ、鶏糞、籾殻を合わせて堆肥化する	農政課	・循環システムを利用した良質堆肥の生産管理 手順書
e	比内地鶏鶏糞処理施設で鶏糞、籾殻を合わせて堆肥化する	農政課	・循環システムを利用した良質堆肥の生産管理 手順書
f	選挙用ポスター掲示版の廃材発生を抑制するため、リサイクル化を図る	選管事務局	・ポスター掲示版の設置等業務に伴う廃材の発生 抑制及びリサイクル手順書
g	ペレットボイラーを適切に運転管理して適正温度を保つとともに燃料（木質ペレット）購入量を把握する	総務課 観光課 生涯学習課	・実施計画、操作手順書
h	ペレットストーブを適切に管理し、燃料（木質ペレット）購入量を把握する	ペレットストーブ 保有施設所管課	・実施計画、操作手順書

※「リスク及び機会に取り組む事務・事業全般の運用」は、個別事業単位に手順書が整備されている場合があります。

8. 運用 1. 運用の計画及び管理

令和2年4月1日現在

令和2年度運用管理対象実施項目一覧

【2. 順守義務関連】

No. 1

実施項目	主管課等	運用基準、作業手順書等
ボイラー排ガス管理	○比内総合支所（比内総合支所ボイラー） ○観光課（秋田犬の里木質燃料ボイラー） ○生涯学習課（上川沿公民館木質燃料ボイラー）	・大気汚染防止法 ・運転手順
	○総務課（本庁舎木質燃料ボイラー） ○福祉課（総合福祉センターボイラー） ○生涯学習課（下川沿公民館木質燃料ボイラー）	・秋田県公害防止条例（ばい煙） ・運転手順
重油、灯油等の取扱い	○比内総合支所（比内総合支所ボイラー用灯油貯蔵地下タンク） ○福祉課（総合福祉センターボイラー用灯油貯蔵地下タンク） ○生涯学習課（中央公民館ボイラー用灯油貯蔵地下タンク、矢立公民館灯油貯蔵地下タンク）	・消防法、水質汚濁防止法 ・取扱基準
	○総務課（本庁舎暖房用灯油貯蔵タンク） ○比内総合支所（比内総合支所軽油サービスタンク、発電機用軽油貯蔵タンク、構造改善センター灯油貯蔵タンク、農村婦人の家灯油貯蔵タンク、高齢者・若者センター灯油貯蔵タンク、高齢者生産活動施設灯油貯蔵タンク） ○市民課（小柄沢墓園管理センター灯油貯蔵タンク） ○環境課（し尿処理場灯油貯蔵タンク、粗大ごみ処理場灯油貯蔵タンク） ○福祉課（総合福祉センターボイラー用灯油サービスタンク） ○子ども課（松峰児童館灯油貯蔵タンク） ○健康課（保健センター灯油貯蔵タンク、休日夜間急患センター灯油貯蔵タンク） ○農政課（三ノ丸庁舎暖房用灯油貯蔵タンク） ○スポーツ振興課（花岡総合スポーツ公園、城西体育館、釈迦内体育館、花岡体育館、十二所体育館灯油貯蔵タンク） ○土木課（車庫灯油貯蔵タンク、建設機械車庫灯油貯蔵タンク） ○まちづくり課（まちづくり課事務所灯油貯蔵タンク、大館市桜櫓館灯油貯蔵タンク） ○水道課（山館浄水場発電機用軽油貯蔵タンク、山館浄水場暖房用灯油貯蔵タンク、前田ポンプ場軽油貯蔵タンク、真中旧簡易水道軽油貯蔵タンク、中山川原浄水場灯油貯蔵タンク、中山川原浄水場軽油貯蔵タンク、森合旧簡易水道軽油貯蔵タンク、山田・赤川上水道軽油貯蔵タンク、矢立浄水場軽油貯蔵タンク、本道端取水塔軽油貯蔵タンク、達子森送水ポンプ場軽油貯蔵タンク、山館浄水場軽油発電機、中山取水場軽油	・大館市火災予防条例 ・取扱基準

8. 運用 1. 運用の計画及び管理

令和2年4月1日現在

令和2年度運用管理対象実施項目一覧

【2. 順守義務関連】

No.2

実施項目	主管課等	運用基準、作業手順書等
重油、灯油等の取扱い	発電機、第1工業用水道取水場軽油発電機、第2工業用水道取水場軽油貯蔵タンク、第3工業用水道取水場発電設備軽油貯蔵タンク) ○田代総合支所（五色湖ロッジ灯油貯蔵タンク） ○生涯学習課（桂城児童センター、城西児童センター、城南児童会館、有浦児童会館灯油貯蔵タンク、中央公民館（旧サン・アピ）ボイラー用重油貯蔵地下タンク、女性センター、釈迦内公民館、長木公民館、二井田公民館、十二所公民館、花岡公民館、矢立公民館、比内公民館、田代公民館、あやめ苑、雪沢分館、勤労青少年ホーム灯油貯蔵タンク） ○歴史文化課（郷土博物館灯油貯蔵タンク）	・大館市火災予防条例 ・取扱基準
水道水の適正給水	○水道課	・水道法
簡易専用水道	○比内総合支所（比内総合支所受水槽） ○福祉課（総合福祉センター受水槽） ○都市計画課（水門前、第2獅子ヶ森、御成町、狐台、向町、新町、中町市営住宅受水槽） ○生涯学習課（中央公民館受水槽）	・水道法
排水の管理	○環境課（し尿処理場） ○水道課（山館浄水場沈殿濾過施設）	・水質汚濁防止法 ・管理基準
毒物・劇物の取扱	○水道課（浄水場〔4〕使用薬物） ○環境課（し尿処理場、堤沢埋立最終処分場使用薬物）	・毒物及び劇物取締法 ・取扱（廃棄）基準
特定化学物質の取扱及びボイラー作業	○環境課（し尿処理場、堤沢埋立最終処分場【硫酸】） ○水道課（山館浄水場【硫酸】）	・労働安全衛生法
浄化槽及び排水の管理	○下水道課（真中・山館・麓西、四羽出、八木橋、山田、十二所北、独鈷中野地区集落排水施設）	・水質汚濁防止法 ・浄化槽法 ・管理基準
	○市民課（小柄沢墓園浄化槽） ○環境課（粗大ごみ処理場浄化槽） ○子ども課（松峰児童館浄化槽） ○農政課（コンポストセンター、比内地鶏糞処理施設浄化槽） ○林政課（市民の森休憩所浄化槽） ○観光課（大館市ベニヤマ自然パークコテージ、駐車場公衆公衆トイレ、大葛金山ふるさと館浄化槽） ○スポーツ振興課（花岡総合スポーツ公園、釈迦内体育館、花岡体育館、十二所体育館浄化槽）	・浄化槽法 ・管理基準

8. 運用 1. 運用の計画及び管理

令和2年4月1日現在

令和2年度運用管理対象実施項目一覧

【2. 順守義務関連】

No.3

実施項目	主管課等	運用基準、作業手順書等
浄化槽及び排水の管理	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画課（第2獅子ヶ森、狐台1・2号棟、大森野市営住宅浄化槽、外川原地区米代川河川敷緑地浄化槽） ○水道課（山館浄水場浄化槽） ○下水道課（餌釣地区農業集落排水処理施設、小新田羽立地区農業集落排水処理施設、岩野目地区農業集落排水処理施設、戸別浄化槽(市町村設置型一比内地域)） ○田代総合支所（五色湖緑地公園ダムサイト右岸浄化槽、五色湖緑地公園ダム運動広場浄化槽、五色湖ロッジ浄化槽） ○生涯学習課（有浦児童会館、青少年ホーム、長木公民館、下川沿公民館、十二所公民館、矢立公民館浄化槽） ○歴史文化課（郷土博物館、烏潟会館浄化槽） 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法 ・管理基準
産業廃棄物の管理	<ul style="list-style-type: none"> ○水道課（山館浄水場乾燥濾床の脱水汚泥） 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・管理基準
最終処分場の管理	<ul style="list-style-type: none"> ○環境課（堤沢、花岡観音堂、千年岱埋立最終処分場） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類対策特別措置法
ポリ塩化ビフェニル廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
発注工事、委託業務に関する環境関連法順守及び環境配慮活動	<ul style="list-style-type: none"> ○全課等 	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱基準 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
公共下水道・都市下水路等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道課（公共下水道、特定環境保全公共下水道） ○都市計画課（都市下水路） 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県流域下水道接続要綱 ・下水道法
工業用水道水の適正給水	<ul style="list-style-type: none"> ○水道課 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道事業法
薬品の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ○健康課（休日夜間急患センター使用薬品） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品医療機器等法
製品品質の管理	<ul style="list-style-type: none"> ○農政課（コンポストセンター、比内地鶏糞処理施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料取締法
施設のエネルギー管理	<ul style="list-style-type: none"> ○環境課（市長の管理する施設） ○教育総務課（教育委員会の管理する施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用合理化等に関する法律 ・秋田県地球温暖化対策推進条例

8. 運用 1. 運用の計画及び管理

令和2年4月1日現在

令和2年度運用管理対象実施項目一覧

【2. 順守義務関連】

No.4

実施項目	主管課等	運用基準、作業手順書等
特定建築物の維持管理	○総務課（本庁舎） ○比内総合支所（比内総合支所） ○田代総合支所（田代総合支所） ○歴史文化課（郷土博物館）	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
フロン類（エアコン等室外機）の管理	○総務課（本庁舎エアコン） ○環境課（し尿処理場チラー、粗大ごみ処理場エアコン） ○福祉課（総合福祉センターエアコン） ○健康課（保健センターエアコン、休日夜間急患センターエアコン） ○農政課（三ノ丸庁舎エアコン） ○水道課（山館浄水場エアコン、本郷岩野目取水ポンプ場エアコン、山田赤川取水ポンプ場エアコン・除湿機、中羽立配水ポンプ場除湿機、別所送水ポンプ場除湿機、矢立浄水場除湿機） ○比内総合支所（比内総合支所エアコン） ○田代総合支所（田代総合支所エアコン） ○生涯学習課（中央公民館、釈迦内公民館、長木公民館、上川沿公民館、二井田公民館、花岡公民館、矢立公民館、比内公民館、田代公民館エアコン） ○歴史文化課（郷土博物館エアコン）	・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ・管理基準
休廃止鉱山の鉱害防止対策	○環境課（大比立内鉱山坑廃水処理施設）	・鉱山保安法施行規則
公害防止対策	○環境課（公害防止協定締結事業所） ○農政課（比内地鶏糞処理施設、公害防止協定締結事業所）	・公害防止協定
遊泳用プールの水質管理	○スポーツ振興課（花岡総合スポーツ公園多目的プール）	・水質基準 ・維持管理基準

8. 運用 2. 緊急事態への準備及び対応

令和2年4月1日現在

8. 2 緊急事態への準備及び対応

令和2年度緊急事態対応部署一覧

No. 1

対応部署	対象施設及び対象物	想定される緊急事態	備考
総務課	○本庁舎暖房用灯油貯蔵タンク	灯油の漏洩	
	○本庁舎木質ボイラー	大気汚染	
市民部	○不審電話への対応	市民からの相談	市民課、保険課、収納課、 税務課、環境課の5課
市民課	○小柄沢墓園管理センター灯油貯蔵タンク	灯油の漏洩	
環境課	○し尿処理場使用薬物（水酸化ナトリウム・硫酸）	施設破損による薬物漏洩	
	○し尿処理場灯油貯蔵タンク	灯油の漏洩	
	○し尿処理場処理水	基準を超える処理水の発生	
	○堤沢埋立最終処分場使用薬物（硫酸）	特定設備破損による漏洩	
	○埋立最終処分場処理水	基準を超える処理水の発生	
	○粗大ごみ処理場灯油貯蔵タンク	灯油の漏洩	
	○粗大ごみ処理場の稼働	施設の稼働停止	
	○花岡観音堂・比内千年岱埋立最終処分場放流水	放流水の水質低下	
福祉課	○総合福祉センターボイラー、暖房用灯油貯蔵地下タンク、 サービスタンク	灯油の漏洩	
子ども課	○松峰児童館灯油貯蔵タンク	灯油の漏洩	
健康課	○保健センター灯油貯蔵タンク	灯油の漏洩	
	○休日夜間急患センター灯油貯蔵タンク	灯油の漏洩	
	○休日夜間急患センター診断用X線高電圧装置	設備破損による放射線漏洩	
	○休日夜間急患センター使用医薬品	医薬品の紛失	
農政課	○三ノ丸庁舎灯油貯蔵タンク	灯油の漏洩	
	○コンポストセンターの稼働		
	○比内地鶏糞処理施設の稼働	悪臭発生、施設緊急停止	
観光課	○秋田犬の里木質ボイラー	大気汚染	
	○秋田犬の里灯油貯蔵タンク	灯油の漏洩	火災予防条例届出未済規模
スポーツ振興課	○花岡総合スポーツ公園多目的プール	事故、疾病等の発生	
	○花岡総合スポーツ公園灯油貯蔵タンク（2基）		
	○城西体育館灯油貯蔵タンク		
	○釈迦内体育館灯油貯蔵タンク（2基）	灯油の漏洩	
	○花岡体育館灯油貯蔵タンク		
	○十二所体育館灯油貯蔵タンク		
土木課	○土木課車庫灯油貯蔵タンク	灯油の漏洩	
	○建設機械車庫灯油貯蔵タンク		
まちづくり課	○まちづくり課事務所灯油貯蔵タンク	灯油の漏洩	
	○大館市桜櫓館灯油貯蔵タンク		

8. 運用 2. 緊急事態への準備及び対応

令和2年4月1日現在

令和2年度緊急事態対応部署一覧

No.2

対応部署	対象施設及び対象物	想定される緊急事態	備考		
水道課	○山館浄水場使用薬物（水酸化ナトリウム・硫酸）	特定設備破損による漏洩			
	○長根山浄水場使用薬物（水酸化ナトリウム）				
	○矢立浄水場使用薬物（水酸化ナトリウム）				
	○中山川原浄水場使用薬物（水酸化ナトリウム）				
	○水道給水施設（水道水供給）	事故、故障、停電等による取水停止または取水河川水の汚濁、水質基準値異常			
	○水道関連施設（旧簡易水道施設：水道水供給）				
	○工業用水道給水事業（工業用水供給）				
	○山館浄水場沈殿・ろ過施設	排水基準値異常			
	○山館浄水場灯油貯蔵タンク（2基）	灯油・軽油の漏洩	火災予防条例届出未済規模		
	○山館浄水場軽油貯蔵タンク				
	○山館浄水場軽油発電機				
	○中山取水場軽油発電機				
	○中山川原浄水場灯油貯蔵タンク				
	○中山川原浄水場軽油貯蔵タンク				
	○矢立浄水場軽油貯蔵タンク				
	○長根山浄水場軽油貯蔵タンク				
	○前田ポンプ場軽油タンク				
	○真中旧簡易水道軽油タンク				
	○達子森送水ポンプ場軽油貯蔵タンク				
	○本道端取水塔軽油貯蔵タンク				
○森合旧簡易水道施設軽油貯蔵タンク					
○山田・赤川上水道施設軽油貯蔵タンク					
○第1工業用水道取水場軽油発電設備					
○第2工業用水道施設軽油貯蔵タンク					
○第3工業用水道取水場軽油発電設備					
下水道課	○真中地区農業集落排水施設			事故、故障、停電等による運転不能（天災も含む）	
	○山館地区農業集落排水施設				
	○餌釣地区農業集落排水施設				
	○麓西地区農業集落排水施設				
	○四羽出地区農業集落排水施設				
	○小新田羽立地区農業集落排水施設				
	○八木橋地区農業集落排水施設				
	○山田地区農業集落排水施設				
	○岩野目地区農業集落排水施設				
	○十二所北地区農業集落排水施設				
	○独鈷中野地区農業集落排水施設				
	○公共下水道	下水の流出			

8. 運用 2. 緊急事態への準備及び対応

令和2年4月1日現在

令和2年度緊急事態対応部署一覧

No.3

対応部署	対象施設及び対象物	想定される緊急事態	備考
比内総合支所	○比内総合支所ボイラー用灯油貯蔵地下タンク	灯油の漏洩	
	○発電機用軽油貯蔵タンク	軽油の漏洩	
	○構造改善センター灯油貯蔵タンク	灯油の漏洩	
	○農村婦人の家灯油貯蔵タンク		
	○高齢者・若者センター灯油貯蔵タンク		
	○高齢者生産活動施設灯油貯蔵タンク		
田代総合支所	○五色湖ロッジ灯油貯蔵タンク	灯油の漏洩	
生涯学習課	○桂城児童センターからの洪水時避難	河川からの洪水被害	浸水危険指定区域
	○桂城児童センター灯油貯蔵タンク	灯油の漏洩	
	○城西児童センター灯油貯蔵タンク		
	○城南児童館灯油貯蔵タンク		
	○有浦児童会館灯油貯蔵タンク		
	○上川沿公民館木質ボイラー	大気汚染	
	○下川沿公民館木質ボイラー		
	○中央公民館（旧サン・アビ）ボイラー用重油貯蔵地下タンク	重油の漏洩	使用停止中
	○中央公民館ボイラー用灯油貯蔵地下タンク	灯油の漏洩	
	○矢立公民館灯油貯蔵地下タンク	灯油の漏洩	
	○釈迦内公民館灯油貯蔵タンク	灯油の漏洩	
	○長木公民館灯油貯蔵タンク		
	○上川沿公民館灯油貯蔵タンク		
	○二井田公民館灯油貯蔵タンク		
	○十二所公民館灯油貯蔵タンク		
	○花岡公民館灯油貯蔵タンク		
	○矢立公民館灯油貯蔵タンク		
	○長木公民館雪沢分館灯油貯蔵タンク		
	○比内公民館灯油貯蔵タンク		
	○田代公民館灯油貯蔵タンク		
○あやめ苑灯油貯蔵タンク			
○女性センター灯油貯蔵タンク			
○勤労青少年ホーム灯油貯蔵タンク			
歴史文化課	○郷土博物館灯油貯蔵タンク		

9. パフォーマンス評価 1. 監視、測定、分析及び評価
1 一般的事項
令和2年4月1日現在

9. 1. 1 一般的事項

令和2年度「監視・測定項目一覧」

【1. 環境目標関係】

No. 1

環境保全活動項目	監視・測定項目	主管課等	備考
リスク及び機会で行き組む事務・事業全般の運用	事業の実施状況 目標の達成度合い	該当課等	各事業の詳細はP44～45に記載
医療廃棄物の排出	産業廃棄物の排出量及び 排出状況	健康課	
ISO14001認証取得・維持の支援	事業の実施状況	環境課	
大館市EMSの情報公開及び周知	EMS実施事業及び取り組 み結果等の公表状況	環境課	
全職員に対するEMSの周知	EMS研修会の実施状況	職員課	
工事施工及び工事発注に伴う濁水・騒音・振動の発生抑制	発生抑制への取り組み 状況	工事発注課等	監視・測定は工事の進捗状況に合わせ随時実施
工事発注に伴う建設廃材の発生抑制及びリサイクル化の推進	発生抑制への取り組み 状況及びリサイクル化の 状況	工事発注課等	監視・測定は工事の進捗状況に合わせ随時実施
廃棄物の分別・減量及び適正処理の推進	リサイクル率の算定 1人1日あたりごみ排出量 し尿・浄化槽汚泥の処理量	環境課	
地球温暖化対策事業の展開	ペレットストーブ助成件数	環境課	
	事業の実施状況	職員課	
一般廃棄物の抑制	廃棄物の排出量	総務課（本庁舎） 農政課（三ノ丸庁舎） 比内総合支所 田代総合支所	
各施設の一般廃棄物抑制	廃棄物の排出量	施設所管課	
水の使用量の抑制	水使用量	総務課（本庁舎） 農政課（三ノ丸庁舎） 比内総合支所 田代総合支所	
各施設の水使用量抑制	水使用量	施設所管課	
事務用紙使用量の抑制	用紙使用量	全課等	
グリーン購入の推進	環境物品等の調達状況	全課等	
環境美化活動の推進	取組み計画の実施状況	環境課	
環境保全活動の推進	取組み計画の実施状況	環境課	
環境教育・環境学習の促進 （学習機会の提供、大館市子どもサ ミット、花いっぱい運動）	事業の実施状況	環境課 学校教育課 生涯学習課	
職場環境の向上	事業の実施状況	職員課	
公有林保育面積	事業の実施状況	管財課	

9. パフォーマンス評価 1. 監視、測定、分析及び評価
1 一般的事項
令和2年4月1日現在

令和2年度「監視・測定項目一覧」

【1. 環境目標関係】

No.2

環境保全活動項目	監視・測定項目	主管課等	備考
省エネ設備導入への助成	事業の実施状況	市民課	
天然記念物と文化財の保護	事業の実施状況	歴史文化課	
合併処理浄化槽の普及促進	合併処理浄化槽設置基数	下水道課	補助及び単独設置の基数
公共下水道の水洗化戸数の促進	水洗化戸数	下水道課	
下水路の浚渫	下水路の浚渫状況	土木課	監視・測定は工事の進捗状況に合わせて随時実施
都市下水路の浚渫	都市下水路の浚渫状況	都市計画課	監視・測定は工事の進捗状況に合わせて随時実施
ごみの減量及びリサイクルの推進 (ペットボトルキャップ回収、こでん回収、3Rの周知・普及)	事業の実施状況	環境課	
コンポストセンターの運営	種別搬入量及び堆肥化量	農政課	
比内地鶏糞処理施設の運営	種別搬入量及び堆肥化量	農政課	
選挙用ポスター掲示板のリサイクル	リサイクル実施状況	選管事務局	
ペレットボイラーの適切な運転管理	適切な使用及び管理 木質燃料の使用量	総務課 観光課 生涯学習課	
ペレットストーブの適切な管理	適切な使用及び管理 木質燃料の使用量	ペレットストーブ 保有施設担当課	

【全庁単位の消費量を環境目標とし監視・測定する事項】

環境保全活動項目	監視・測定項目	対象施設等	備考
プロパンガス使用量の抑制	プロパンガス使用量	本庁舎（総務課） 三ノ丸庁舎（農政課） 田代総合支所	算定システムで把握 （左記施設以外においても節減手順書あり）
公用車燃料使用量の抑制	公用車燃料購入量 公用車走行距離（電費）	公用車保有課	算定システムで把握
ボイラー・暖房用燃料（灯油） 使用量の抑制	灯油購入量	本庁舎（総務課） 三ノ丸庁舎（農政課） 比内総合支所 田代総合支所	算定システムで把握 （左記施設以外においても節減手順書あり）

【環境目標以外で基準を定め運用している事項】

環境保全活動項目	取組み項目	主管課等	備考
電力使用量の抑制	抑制のための基準	全課等	庁舎として使用する施設以外においても節減手順書あり
除雪機械・除雪機器の適切な管理	取扱い基準	市民課	小柄沢墓園

9. パフォーマンス評価 1. 監視、測定、分析及び評価
2 順守評価
令和2年4月1日現在

9. 1. 2 順守評価

令和2年度「監視・測定項目一覧」

【2. 法規制（順守）関係】

No. 1

主管課	対象施設等	関係法規制
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○本庁舎ボイラーのばい煙 ○本庁舎暖房用灯油貯蔵タンク ○特定建築物の衛生管理（本庁舎） ○本庁舎エアコン 	秋田県公害防止条例（ばい煙） 大館市火災予防条例 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
市民課	<ul style="list-style-type: none"> ○小柄沢墓園管理センター灯油貯蔵タンク ○小柄沢墓園浄化槽の排水 	大館市火災予防条例 浄化槽法
環境課	<ul style="list-style-type: none"> ○し尿処理場放流水（処理水） ○し尿処理場灯油貯蔵タンク ○し尿処理場使用劇物（水酸化ナトリウム・硫酸） ○堤沢埋立最終処分場使用劇物（硫酸） ○し尿処理場チラー ○粗大ごみ処理場エアコン ○粗大ごみ処理場灯油貯蔵タンク ○粗大ごみ処理場浄化槽の排水 ○堤沢、花岡観音堂、千年岱埋立最終処分場の放流水 ○大比立内鉾山坑廃水処理施設 ○公害防止協定・覚書締結事業所 ○施設のエネルギー管理（市長の管理する施設） 	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法 大館市火災予防条例 毒物及び劇物取締法、労働安全衛生法 毒物及び劇物取締法、労働安全衛生法 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 大館市火災予防条例 浄化槽法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ダイオキシン類対策特別措置法 鉾山保安法施行規則 公害防止協定 エネルギーの使用の合理化等に関する法律 秋田県地球温暖化対策推進条例
福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○総合福祉センターボイラーのばい煙 ○総合福祉センターボイラー用灯油貯蔵地下タンク ○総合福祉センターボイラー用灯油サービスタンク ○総合福祉センター受水槽（簡易専用水道） ○総合福祉センターエアコン 	秋田県公害防止条例（ばい煙） 消防法、水質汚濁防止法 大館市火災予防条例 水道法 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
子ども課	<ul style="list-style-type: none"> ○松峰児童館灯油貯蔵タンク ○松峰児童館浄化槽の排水 	大館市火災予防条例 浄化槽法
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ○保健センター灯油貯蔵タンク ○保健センターエアコン ○休日夜間急患センターエアコン ○休日夜間急患センター灯油貯蔵タンク ○休日夜間急患センター使用医薬品 ○休日夜間急患センター分医療廃棄物 ○休日夜間急患センター診断用X線装置 	大館市火災予防条例 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 大館市火災予防条例 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 医療法

9. パフォーマンス評価 1. 監視、測定、分析及び評価
2 順守評価
令和2年4月1日現在

令和2年度「監視・測定項目一覧」

【2. 法規制（順守）関係】

No.2

主管課	対象施設等	関係法規制
農政課	<ul style="list-style-type: none"> ○三ノ丸庁舎暖房用灯油貯蔵タンク ○三ノ丸庁舎エアコン ○コンポストセンター浄化槽の排水 ○コンポストセンターの製品品質管理 ○比内地鶏糞処理施設浄化槽の排水 ○比内地鶏糞処理施設の製品品質管理 ○比内地鶏糞処理施設の粉じん等 ○公害防止協定・締結事業所 	<ul style="list-style-type: none"> 大館市火災予防条例 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 浄化槽法 肥料取締法 浄化槽法 肥料取締法 公害防止協定 公害防止協定
林政課	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の森休憩所浄化槽の排水 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽法
観光課	<ul style="list-style-type: none"> ○大館市ベニヤマ自然パークコテージ、駐車場公衆トイレ、大葛金山ふるさと館浄化槽の排水 ○秋田犬の里ボイラーのばい煙 ○秋田犬の里灯油貯蔵タンク 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽法 大気汚染防止法 大館市火災予防条例に準じた取扱い（指定数量以下規模）
スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○花岡総合スポーツ公園多目的プール水 ○浄化槽の排水 （花岡総合スポーツ公園、釈迦内体育館、花岡体育館、十二所体育館） 	<ul style="list-style-type: none"> 遊泳用プールの水質基準 浄化槽法
	<ul style="list-style-type: none"> ○灯油貯蔵タンク （花岡総合スポーツ公園、城西体育館、釈迦内体育館、花岡体育館、十二所体育館） 	<ul style="list-style-type: none"> 大館市火災予防条例
土木課	<ul style="list-style-type: none"> ○土木課車庫石油類保管施設 ○建設機械車庫灯油貯蔵タンク 	<ul style="list-style-type: none"> 大館市火災予防条例 大館市火災予防条例
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅（狐台1号・2号、第2獅子ヶ森、大森野）浄化槽の排水 ○市営住宅（水門前、第2獅子ヶ森、御成町、狐台、向町、新町、大町）の受水槽（簡易専用水道） 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽法 水道法
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○外川原地区米代川河川緑地休憩所浄化槽の排水 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽法
まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり課事務所灯油貯蔵タンク ○大館市桜櫓館灯油貯蔵タンク 	<ul style="list-style-type: none"> 大館市火災予防条例 大館市火災予防条例
水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○山館浄水場沈殿・ろ過施設の排水 ○山館浄水場使用劇物（水酸化ナトリウム、硫酸） ○山館浄水場浄化槽の排水 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法 毒物及び劇物取締法、労働安全衛生法 浄化槽法

9. パフォーマンス評価 1. 監視、測定、分析及び評価
2 順守評価
令和2年4月1日現在

令和2年度「監視・測定項目一覧」

【2. 法規制（順守）関係】

No.3

主管課	対象施設等	関係法規制
水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○浄水場使用薬物（水酸化ナトリウム） （長根山浄水場、中山川原浄水場、矢立 矢立浄水場） ○水道水（水質等） ○工業用水の水質 ○上水道施設の軽油貯蔵タンク （山館浄水場発電機用、軽油発電機、中山 取水場発電機、長根山浄水場、中山川原 浄水場、矢立浄水場、前田ポンプ場、 真中旧簡易水道ポンプ場、本道端取水塔 達子森送水ポンプ場、森合旧簡易水道、 山田・赤川上水道） ○上水道施設の灯油貯蔵タンク （山館浄水場、中山川原浄水場） ○エアコン （山館浄水場、山田・赤川取水ポンプ場、 本郷岩野目ポンプ場） ○除湿機 （矢立浄水場、山田・赤川取水ポンプ場、 中羽立配水ポンプ場、別所送水ポンプ場） ○第1工業用水道取水場軽油発電設備 ○第2工業用水道取水場軽油貯蔵タンク ○第3工業用水道取水場軽油発電設備 	<p>毒物及び劇物取締法</p> <p>水道法 工業用水道法 大館市工業用水道料金及び手数料条例施行規程 大館市火災予防条例 ※長根山浄水場軽油貯蔵タンクは指定数量以下規模 のため、条例に準じた取扱いとする</p> <p>大館市火災予防条例</p> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律</p> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律</p> <p>大館市火災予防条例 大館市火災予防条例 大館市火災予防条例</p>
下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○真中、山館、麓西、四羽出、八木橋、山田、 十二所北、独鈷中野地区農業集落排水処理 施設の排水 ○餌釣、小新田羽立、岩野目地区農業集落 排水処理施設の排水 ○下水道水 	<p>水質汚濁防止法、浄化槽法</p> <p>浄化槽法</p> <p>下水道法、大館市下水道条例、 秋田県流域下水道維持管理要綱</p>
比内総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ○比内総合支所ボイラーのばい煙 ○比内総合支所ボイラー用灯油貯蔵地下タンク ○発電機用軽油貯蔵タンク ○比内総合支所受水槽（簡易専用水道） ○特定建築物の衛生管理（比内総合支所） ○比内総合支所エアコン 	<p>大気汚染防止法</p> <p>消防法、水質汚濁防止法 大館市火災予防条例</p> <p>水道法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律</p>

9. パフォーマンス評価 1. 監視、測定、分析及び評価
2 順守評価
令和2年4月1日現在

令和2年度「監視・測定項目一覧」

【2. 法規制（順守）関係】

No.4

主管課	対象施設等	関係法規制
比内総合支所	○灯油貯蔵タンク (構造改善センター、高齢者・若者センター、 農村婦人の家、高齢者生産活動施設)	大館市火災予防条例
田代総合支所	○特定建築物の衛生管理（田代総合支所） ○田代総合支所エアコン ○浄化槽の排水 (五色湖緑地公園ダムサイト右岸、五色湖緑地 公園ダム運動広場、五色湖ロッジ) ○五色湖ロッジ灯油貯蔵タンク	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 浄化槽法 大館市火災予防条例
生涯学習課	○灯油貯蔵タンク (桂城児童センター、城西児童センター、 城南児童会館、有浦児童会館) ○有浦児童会館浄化槽の排水	大館市火災予防条例 浄化槽法
	○中央公民館ボイラー用灯油貯蔵地下タンク ○中央公民館（旧サン・アビ）ボイラー用 重油貯蔵地下タンク ○中央公民館の受水槽（簡易専用水道） ○上川沿公民館ボイラーのばい煙 ○下川沿公民館ボイラーのばい煙 ○浄化槽の排水 (長木公民館、下川沿公民館、十二所公民 館、矢立公民館、勤労青少年ホーム)	消防法、水質汚濁防止法 大館市火災予防条例 水道法 大気汚染防止法 大館市火災予防条例 浄化槽法 浄化槽法
生涯学習課	○灯油貯蔵タンク (釈迦内公民館、あやめ苑、長木公民館、 雪沢分館、上川沿公民館、二井田公民館、 十二所公民館、花岡公民館、矢立公民館、 比内公民館、田代公民館、勤労青少年ホ ーム、女性センター) ○矢立公民館灯油貯蔵地下タンク ○エアコン (中央公民館、釈迦内公民館、長木公民館、 二井田公民館、花岡公民館、矢立公民館、 比内公民館、田代公民館)	大館市火災予防条例 ※上川沿公民館は指定数量以下規模のため、条例に 準じた取扱いとする 消防法、水質汚濁防止法 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

9. パフォーマンス評価 1. 監視、測定、分析及び評価
2 順守評価
令和2年4月1日現在

令和2年度「監視・測定項目一覧」

【2. 法規制（順守）関係】

No.5

主管課	対象施設等	関係法規制
歴史文化課	<ul style="list-style-type: none"> ○郷土博物館灯油貯蔵タンク ○郷土博物館浄化槽の排水 ○特定建築物の衛生管理（郷土博物館） ○郷土博物館エアコン ○鳥潟会館浄化槽の排水 	<ul style="list-style-type: none"> 大館市火災予防条例 浄化槽法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 浄化槽法

資料1：大館市環境マネジメントシステム関係職員名簿（令和2年4月1日現在）

1. 環境管理総括者 大館市長 福原 淳嗣

2. 環境管理責任者 副市長 名村 伸一

3. 環境管理委員会

	職 名	氏 名
委員長	副市長	名村 伸一
委員	教 育 長	高橋 善之
	総務部長	虻川 正裕
	市民部長	石田 一雄
	福祉部長	成田 学
	産業部長	日景 浩樹
	観光交流スポーツ部長	工藤 剛
	建設部長	齋藤 和彦
	教育次長	本多 恒博
	議会事務局長	阿部 稔
	比内総合支所長	佐藤 正昭
	田代総合支所長	河田 忠
	会計課長	吉田 茂雄
	選管事務局長	富樫 太
	農委事務局長	佐々木 金義
監査事務局長	笹谷 能正	

4. 実行部門の長

職 名	氏 名
総務部長	虻川 正裕
市民部長	石田 一雄
福祉部長	成田 学
産業部長	日景 浩樹
観光交流スポーツ部長	工藤 剛
建設部長	齋藤 和彦
教育次長	本多 恒博
議会事務局長	阿部 稔
比内総合支所長	佐藤 正昭
田代総合支所長	河田 忠
会計課長	吉田 茂雄
選管事務局長	富樫 太
農委事務局長	佐々木 金義
監査事務局長	笹谷 能正

5. 環境推進委員、環境実行委員

実行部門	環境推進委員	環境実行委員
総務課	工藤 仁	大澤 洋
危機管理課	乳井 浩吉	梶原 尚
企画調整課	羽生 昇二	西村 克也
職員課	成田 政仁	金 一智
財政課	伊藤 良晋	奥村 浩
管財課	山下 悟	伊藤 正行
契約検査課	斉藤 浩悦	佐藤 幸美
市民課	伊藤 貴子	小八木 歩
保険課	篠村 正樹	横 洵 恵
税務課	松田 新一	大森 昌子
収納課	三浦 盛人	松山 真樹子
環境課	黒田 一志	畑井 義暢
福祉課	菅原 弥生	成田 正和
子ども課	乳井 希利子	渡辺 賢一
長寿課	小林 真奈美	柳谷 敦広
健康課	畠沢 昌人	佐藤 貢
農政課	鳥潟 克次	阿部 孔達
林政課	古川 泰幸	小棚木 信晴
商工課	畠山 俊英	山本 司
観光課	丸屋 千幸	高橋 勉
移住交流課	小松 工	山本 健司
スポーツ振興課	佐藤 税	竹村 邦人
土木課	萬田 康裕	岩谷 憲昭
		畠澤 淳一
都市計画課	日景 浩一	佐々木 信成
まちづくり課	日景 真澄	三政 新一
水道課	岩谷 浩	大田 泰司
		茶谷 和久
下水道課	村上 雅人	佐藤 忠広
		小林 智仁
比内総合支所	川上 太	杉沢 英紀
田代総合支所	大井 和博	富樫 吏
会計課	長崎 淳	佐藤 勲典
議会事務局	大森 篤志	奈良 美和子
教育総務課	成田 浩司	篠村 朋子
学校教育課	坂上 隆義	佐藤 周
生涯学習課	一関 留美子	田山 了
		小林 聖一
歴史文化課	長崎 美幸	鳥潟 幸男
選挙管理委員会事務局	小松 節子	安達 明博
農業委員会事務局	佐藤 正樹	宮崎 直人
監査委員事務局	畠山 慶子	虻川 麻子

6. 内部監査員

	職 名	氏 名
代表監査員	教育委員会教育総務課 課長補佐	鈴木 明
監査員	総務部総務課 総務係長	大澤 洋
	総務部総務課 新庁舎建設推進担当係長	黒田 隆仁
	総務部管財課 用地係長	木村 芳宏
	市民部市民課 生活相談係長	宮崎 史人
	市民部市民課 下川沿出張所長	工藤 雄一
	市民部税務課 諸税係長	大森 昌子
	福祉部福祉課 福祉相談係長	佐藤 淳
	福祉部子ども課 子育て支援係長	渡辺 賢一
	産業部農政課 農業政策係長	柴田 賢
	産業部農政課 生産振興係長	藤田 和義
	産業部農政課 農村整備係長	桑野 哲法
	産業部商工課 企業集積係長	北林 裕
	観光交流スポーツ部観光課 管理係長	高橋 勉
	観光交流スポーツ部観光課 物産振興係長	畠山 奈緒美
	建設部土木課 維持第二係長	畠澤 淳一
	建設部土木課 改良係長	畠山 稔
	建設部都市計画課 営繕係長	久保田 武人
	建設部水道課 料金係長	羽沢 秀則
	建設部水道課 施設係長	茶谷 和久
	比内総合支所 地域振興係長	杉沢 英紀
	教育委員会教育総務課 総務係長	篠村 朋子
	教育委員会中央公民館 田代公民館係長	幸坂 堯
	会計課 会計係長	佐藤 勲典
	議会事務局 総務係長	奈良 美和子
	監査委員事務局 監査係長	虻川 麻子
	市民部環境課 環境企画係長	成田 修
	市民部環境課 環境保全係長	畑井 義暢
	市民部環境課 環境企画係主査	相澤 智美
	市民部環境課 環境企画係主査	中村 芳樹
	市民部環境課 環境企画係主任	佐々木 宏子

環境マネジメントシステム関係施設一覧（令和2年4月1日現在）

No. 1

施設名	所管課	所在地	順守義務	緊急事態
大館市役所	総務課	大館市字中城20番地	○	○
大館市役所比内総合支所	比内総合支所	// 比内町扇田字新大堤下93番地6	○	○
大館市役所田代総合支所	田代総合支所	// 早口字上野43番地1	○	○
大館市役所三ノ丸庁舎	農政課	// 字三ノ丸13番地19	○	○
大館市総合福祉センター	福祉課	// 字三ノ丸103番地4	○	○
市民サービスセンター	市民課	// 御成町三丁目7番58号		
小柄沢墓園	//	// 柄沢字小柄沢2番地 ほか		
小柄沢墓園管理センター	//	// 柄沢字小柄沢33番地 ほか	○	○
十瀬野公園墓地	//	// 花岡町字長森161番地1		
小森山墓地公園	//	// 比内町笹館字小森山19番地		
田代墓地公園	//	// 岩瀬字羽貫谷地中島80番地2		
し尿処理場	環境課	// 松木字高館平2番地1	○	○
粗大ごみ処理場	//	// 沼館字下堤沢130番地2	○	○
堤沢埋立最終処分場	//	// 沼館字下堤沢130番地2	○	○
花岡観音堂埋立最終処分場	//	// 花岡町字落合沢95番地1 ほか	○	○
比内町千年岱埋立最終処分場	//	// 比内町大葛字千年岱7番地1	○	○
大館市障害者生活支援センター	福祉課	// 岩瀬字赤川20番地		
松峰児童館	子ども課	// 松峰字松峰仁王田102番地1	○	○
旧天下町児童館	//	// 下代野字天下道下1番地83		
保健センター	健康課	// 字三ノ丸55番地	○	○
大館市休日夜間急患センター	//	// 豊町3番2号	○	○
大館市コンポストセンター	農政課	// 大披字向台10番地	○	○
大館市比内地鶏糞処理施設	//	// 比内町八木橋字鎌谷地沢26番地29	○	○
市民の森（休憩所）	林政課	// 比内前田字平馬上段78番地	○	
比内ベニヤマ荘	観光課	// 比内町大葛字金山沢口5番地	○	
大館市ベニヤマ自然パークテラジ・公園	//	// 比内町大葛字ホッパ沢8番地ほか	○	
大葛金山ふるさと館	//	// 比内町大葛字金山沢口5番地2	○	
秋田犬の里	//	// 御成町一丁目13番1号	○	○
花岡総合スポーツ公園	スポーツ振興課	// 花岡町字アセ石33番地	○	○
城西体育館	//	// 根下戸新町6番20号		○
釈迦内体育館	//	// 釈迦内字台野道上10番地1	○	○
花岡体育館	//	// 花岡町字姥沢32番地1	○	○
十二所体育館	//	// 猿間字長漕61番地2	○	○
二ツ山総合公園	//	// 餅田1丁目地内		
大館運動公園（田町球場）	//	// 土飛山下3番地1		
花岡野球場	//	// 花岡町字前田3番地1地内		
二井田野球場	//	// 二井田字中台15番地1地内		
二井田陸上競技場	//	// 二井田字中台15番地1地内		

※順守義務→法の定めにより排出値、規制値、点検義務などがあるもの。（詳細はP18～34）

※緊急事態→当該施設において決定した事項があるもの。（詳細はP70～76）

施設名	所管課	所在地	順守義務	緊急事態
扇田駅前駐輪場	土木課	大館市比内町扇田字上中島8番地16		
早口駅前駐輪場	〃	〃 早口字弥五郎沢7番地2		
市営水門前住宅	都市計画課	〃 字水門前119番地	○	
市営第1獅子ヶ森住宅	〃	〃 釈迦内字獅子ヶ森1番地 ほか		
市営第2獅子ヶ森住宅	〃	〃 釈迦内字台野道上9番地2	○	
市営御成町住宅	〃	〃 御成町二丁目4番12号 ほか	○	
市営狐台住宅	〃	〃 柄沢字狐台7番地9 ほか	○	
市営向町住宅	〃	〃 字向町3番地1 ほか	○	
市営中町住宅	〃	〃 字中町34番	○	
市営新町住宅	〃	〃 字新町40番	○	
市営片山住宅	〃	〃 片山町二丁目1番13号		
市営餅田住宅	〃	〃 餅田一丁目17番74号 ほか		
市営根井下住宅	〃	〃 花岡町字根井下314番地1 ほか		
市営大森野住宅	〃	〃 花岡町字大森野25番地1 ほか	○	
市営長森住宅	〃	〃 花岡町字長森33番地3 ほか		
長木川河川緑地	〃	〃 水門町地内		
桂城公園	〃	〃 字中城地内		
犀川河川公園	〃	〃 比内町新館字新館地内		
独鈷河川公園	〃	〃 比内町独鈷字独鈷地内		
米代川河川緑地	〃	〃 外川原字前田	○	
柳町児童公園	〃	〃 字中町46番地		
駅前児童公園	〃	〃 御成町一丁目21番地		
清水堰児童公園	〃	〃 御成町一丁目134番地		
昭和児童公園	〃	〃 幸町164番地		
前田児童公園	〃	〃 花岡町字前田102番地3の内		
中道児童公園	〃	〃 中道一丁目13番地		
御成児童公園	〃	〃 御成町二丁目321番地		
城西児童公園	〃	〃 城西町70番1号ほか		
狐台児童公園	〃	〃 柄沢字狐台2番地107		
有浦児童公園	〃	〃 有浦六丁目49番地ほか		
水門児童公園	〃	〃 水門町88番地ほか		
中道南児童公園	〃	〃 中道二丁目73番2号		
長岡児童公園	〃	〃 比内町扇田字長岡地内		
伊勢堂児童公園	〃	〃 比内町扇田字伊勢堂岱地内		
大館スカイパーキング	まちづくり課	〃 字馬喰町17番		
大館市桜櫓館	〃	〃 字中城13番地3		○
旧正札竹村新館	〃	〃 字馬喰町48番1号		
山館浄水場	水道課	〃 山館字上ノ山154番地	○	○
長根山浄水場	〃	〃 東字山屋布下14番地1	○	○
中山取水場	〃	〃 中山字流田32番地2		

※順守義務→法の定めにより排出値、規制値、点検義務などがあるもの。（詳細はP18～34）

※緊急事態→当該施設において決定した事項があるもの。（詳細はP70～76）

施設名	所管課	所在地	順守義務	緊急事態
中山川原浄水場	水道課	大館市比内町扇田字中山川原72番地2	○	○
矢立浄水場	〃	〃 長走字陣場430番地	○	○
山館配水池	〃	〃 山館字上ノ山154番地		
長根山No.1配水池	〃	〃 字長根山1番地		
長根山No.2配水池	〃	〃 字長根山下2番地		
獅子ヶ森配水池	〃	〃 釈迦内字獅子ヶ森1番地		○
二ツ山配水池	〃	〃 片山字二ツ山1番地		
軽井沢配水池	〃	〃 軽井沢字鳶ヶ長根1番地2		
葛原配水池	〃	〃 葛原字下ノ沢60番地1		
長森配水池	〃	〃 花岡町字長森164番地2		
矢立配水池	〃	〃 長走字陣場81番地1		
川口配水池	〃	〃 川口字蟹沢7番地1		
白沢配水池	〃	〃 白沢字寺ノ沢346番地2		
別所配水池	〃	〃 十二所字水上64番地2地内	○	
扇田配水池	〃	〃 比内町扇田字横沢134番地3		
達子森配水池	〃	〃 比内町達子字中台53番地		○
八木橋配水池	〃	〃 比内町八木橋字外花見69番地2		
真中旧簡易水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	〃 板沢字板沢下26番地ほか		○
森合旧簡易水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	〃 比内町大葛字上森合1番地2ほか		○
早口岩瀬第1水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	〃 早口字出口85番3ほか		
早口岩瀬第2水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	〃 岩瀬字中岩瀬246番地2ほか		
早口岩瀬第3水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	〃 早口字上野岱66番地49		
山田・赤川水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	〃 山瀬字上袋16番地2ほか	○	○
蛭沢旧簡易水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	〃 岩瀬字桂岱69番地12		
越山旧簡易水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	〃 岩瀬字大石渡40番地4ほか		
本郷岩野目水道施設 (ポンプ場・配水池)	〃	〃 早口字向長戸呂7番地3ほか	○	
第1工業用水道取水施設	〃	〃 二井田字中阿久津34番2	○	○
第1工業用水道配水施設	〃	〃 二井田字田子森1番地1		
第2工業用水道取水施設	〃	〃 二井田字上阿久津17番4	○	○
第2工業用水道配水施設	〃	〃 二井田字前田野5番地56		
第3工業用水道取水施設	〃	〃 二井田字上阿久津89番地3	○	○
第3工業用水道配水施設	〃	〃 二井田字前田野5番地45		
餌釣地区農業集落排水施設	下水道課	〃 池内字大出116番地	○	○
山館地区農業集落排水施設	〃	〃 山館字田尻302番地	○	○
真中地区農業集落排水施設	〃	〃 板沢字板沢下86番地1	○	○

※順守義務→法の定めにより排出値、規制値、点検義務などがあるもの。(詳細はP18~34)

※緊急事態→当該施設において決定した事項があるもの。(詳細はP70~76)

施設名	所管課	所在地	順守義務	緊急事態
四羽出地区農業集落排水施設	下水道課	大館市樫崎字大道下5番地6	○	○
麓西地区農業集落排水施設	〃	〃 比内前田字桂清水下16番地3	○	○
小新田羽立地区農業集落排水施設	〃	〃 比内町笹館字伊勢堂242番地	○	○
八木橋地区農業集落排水施設	〃	〃 比内町八木橋字森下32番地1	○	○
山田地区農業集落排水施設	〃	〃 山田字寺下68番地2	○	○
岩野目地区農業集落排水施設	〃	〃 早口字一本木12番地2	○	○
十二所北地区農業集落排水施設	〃	〃 曲田字上谷地112番地	○	○
独鈷中野地区農業集落排水施設	〃	〃 比内町独鈷字川久保38番地3	○	○
農村婦人の家	比内総合支所	大館市比内町独鈷字川久保33番地1		○
高齢者・若者センター	〃	〃 比内町大葛字大葛家後74番地3		○
高齢者生産活動施設	〃	〃 比内町中野字下内102番地2		○
構造改善センター	〃	〃 比内町達子字曲谷地62番地7		○
大館市五色湖ロッジ	田代総合支所	〃 岩瀬字大川目元渡28番地14	○	○
大館市五色湖緑地公園	〃	〃 岩瀬字大川目元渡148番地ほか		
大館市薄市山の家	〃	〃 早口字早口沢国有林2245林班ろ小班		
大館市平滝自然観察教育林	〃	〃 早口字早口沢国有林2284林班ち小班内		
桂城児童センター	生涯学習課	〃 水門町1番5号		○
釈迦内児童センター	〃	〃 釈迦内字相染台24番地		○
城西児童センター	〃	〃 城西8番1号		○
城南児童会館	〃	〃 字桜町7番地2		○
有浦児童会館	〃	〃 有浦四丁目6番43号	○	○
有浦児童会館分館	〃	〃 有浦一丁目8番33号		
中央公民館	生涯学習課	〃 字桜町南45番地1	○	○
比内公民館	〃	〃 比内町扇田字庚申岱8番地	○	○
田代公民館	〃	〃 早口字上野43番地2	○	○
釈迦内公民館	〃	〃 釈迦内字上大留6番地	○	○
長木公民館	〃	〃 上代野字八幡岱24番地1	○	○
上川沿公民館	〃	〃 池内字大出135番地	○	○
下川沿公民館	〃	〃 川口字隼人岱108番地55	○	○
真中公民館	〃	〃 出川字上野30番地		○
二井田公民館	〃	〃 二井田字高村1番地	○	○
十二所公民館	〃	〃 十二所字元館1番地1	○	○
花岡公民館	〃	〃 花岡町字前田102番地3	○	○
矢立公民館	〃	〃 白沢字白沢1149番地	○	○
長木公民館雪沢分館	〃	〃 雪沢字上谷地55番地3		○
二井田公民館麓西分館	〃	〃 比内前田字下前田8番地		
あやめ苑	〃	〃 釈迦内字上大留6番地		○
女性センター	〃	〃 根下戸新町6番13号		○
勤労青少年ホーム	〃	〃 字三ノ丸60番地	○	○
教育研究所	学校教育課	〃 早口字上野43番地1		

※順守義務→法の定めにより排出値、規制値、点検義務などがあるもの。（詳細はP18～34）

※緊急事態→当該施設において決定した事項があるもの。（詳細はP70～76）

施設名	所管課	所在地	順守義務	緊急事態
郷土博物館	歴史文化課	大館市釈迦内字獅子ヶ森1番地1	○	○
鳥潟会館	〃	〃 花岡町字根井下156番地	○	
長走風穴館	〃	〃 長走字長走362番地6		
秋田三鶏記念館	〃	〃 釈迦内字獅子ヶ森1番地1		
芝谷地湿原管理棟	〃	〃 釈迦内字二ツ森35番地6		
樺の厠	〃	〃 出川字前田83番地2		

※順守義務→法の定めにより排出値、規制値、点検義務などがあるもの。(詳細はP18~34)

※緊急事態→当該施設において決定した事項があるもの。(詳細はP70~76)